

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 日本医労連 ） 記入者（ 瀧川 ）

### この一年間の取り組みの特徴について

★コロナ禍の中で医療労働者は使命感をもって奮闘するとともに、再認識された「日本の医療体制の脆弱さ」を踏まえ、独自にも、他団体・組織との共同行動でも、改善に向けて国や自治体への要請・懇談を実施しました。★介護の在り方が問われた「特養あずみの里」裁判に取り組み、逆転無罪判決を勝ち取りました。高齢者の尊厳と人間性を尊重した介護の未来を拓くものになりました。★政府がすすめる医療・介護提供体制の「一体改革」にたいするたたかいをすすめ、19秋のキャラバンをはじめ、1年をとおして医療関係団体、自治体などとの懇談・要請、街頭署名宣伝行動をすすめました。★「公立・公的病院等の統廃合」問題では、6団体での共同行動をすすめ、地域医療の拡充を追求しました。★20年4月からの診療報酬改定に関し、全国の「職場の声」を中医協委員へ届け、医療・介護の改善につながる改定を訴えました。★中央社保協・全労連社保闘争本部会議に結集し、年金・生保・国保など、さまざまな社保課題での取り組みを加盟組織に発信し、地域社保協との共同も含め、運動を推進しました。★社保協が呼びかける「4の日行動」「25日行動」をはじめとして、全国各地で加盟組織が地域社保協との共同も含め、署名宣伝行動をおこないました。また、「憲法・いのち・社会保障をまもる11・17国民集会」「第10回地域医療を守る運動全国交流集会」などにも積極的に取り組みました。

学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万ヵ所学習会集約は別紙報告書へ

署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について

議員要請行動について(国会議員、地方議員等)

その他

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)」	1055
② 「介護改善署名」	14237
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	
⑦ 「424共同・地域医療署名」	65727
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名」	3017
⑨ 「憲法改悪反対署名」	17210
⑩ 「夜勤改善・増員署名」	156584
⑪ 「424病院『再検証』要請撤回署名」	59527
⑫ 「全国一律最賃署名」	97042
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b>	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
<b>結成予定の地域社保協</b>	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	

※締め切り 8月17日(月)とします。

※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。

※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。  
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>  
日本医労連・五十嵐建一

<テーマ>  
いのちまもる国会請願署名と秋の地域キャラバンの取り組み

<内 容>  
**～日本医労連定期大会のお礼～**

日本医労連は、2020年7月28日に、Web会議システムにより第70回定期大会を開催し、医療・介護・福祉の産別運動前進にむけ、決意を固めました。

コロナ禍であらためて、利潤第一・効率優先で、社会保障を削り、格差と貧困を拡大させてきた新自由主義の問題点が浮き彫りになっています。

安倍政権によるアメリカ追随、大企業中心の政治を転換し、安全・安心の医療・介護・福祉、雇用や暮らしが守れる社会の構築と、20万医労連の早期達成をめざし、全国の仲間と力を合わせて奮闘する決意です。引き続き、ご支援・ご協力、ご指導いただきますよう重ねてお願いします。

**～「看護・介護の増員」「公立・公的病院再検証反対」の取り組み～**

日本医労連では、この1年間「看護・介護の増員」「公立・公的病院再検証反対」の取り組みを進めてきました。

国会決議の採択をめざして2018年度から開始した「安全・安心の医療・介護の実現のための夜勤交替制労働の改善を求める国会請願請署名」は、5月8日現在で15万6584筆を集約し、前年20万1722筆とあわせると2年間で35万8306筆に達し、第201回通常国会提出の夜勤改善・大幅増員署名では、賛同・紹介議員の数は100名まで増えました。

介護労働者の処遇改善を求める主な取り組みとして全労連・中央社保協・全日本民医連の3者統一署名「介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を求める請願署名」に取り組み集約累計は31万1479筆となり、今年度は5市町で決議が上がり決議は累計323自治体となっています。

**～「いのちまもる地域キャラバン行動」～**

20年9～11月に、「いのちまもる地域キャラバン行動」に取り組みます。今回のキャラバン行動では、新型コロナ感染に直面して浮彫となった国の社会保障抑制政策の転換を求めて運動の集中を呼び掛け、新たに開始する「いのち署名」を推進しようと思意思統一しています。

署名は2021年5月までに医労連としては180万筆を目標に取り組みます。国会請願署名に取り組み意義や必要性、有効性を「署名の力」なども活用し、すべての加盟組合・全組合員に広げながら、職場の取り組みを推進します。

地域労連や社保協、共同する医療・介護関係団体や労働組合と連携し、1788自治体すべての議会への陳情・請願、公立公的病院等再編統合の再検証病院として名指しされた約440病院への働きかけをこの期間に重点的に取り組み、所在地域での住民運動づくりを強め、自治体や看護協会、医師会などの関係団体、地域の医療機関・介護事業所の他、患者・住民団体や町内会などにも働きかけを広げて懇談なども行いながら取り組みを進めようと思意思統一をしています。

ぜひ、各都道府県の社保協の皆さんにもご協力をお願いし発言とします。

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 全国福祉保育労働組合 ） 記入者（ 民谷 孝則 ）

### この一年間の取り組みの特徴について

福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求めて、国会請願署名の宣伝や議員要請などを展開してきた。コロナ禍で、福祉事業所・職員が命を守り、暮らしや経済を支える公共的で重要な役割があることがあらためて認識されるようになった。3密を避けられない福祉労働のなかで、極めて高い不安感と緊張感を抱えて勤務する状況が続いている。コロナ禍を支える医療・介護・障害福祉の事業所の職員に慰労金が支払われることとなったが、保育・学童保育・児童養護などの職員が対象外となった。引き続き求めていきたい。保育園の登園自粛や休園の影響を受けて、4・5月には休業補償問題を中心に例年の4倍の労働相談が寄せられた。3月と6月の政府交渉では、コロナの影響を受けて、参加者を限定した行動にせざるを得なかった。

### 学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴

2月19日に、経営者団体と共同して、介護・障害・保育の賃上げにむけた特別措置法案の審議入りをめざす集会を開催した。立憲民主党の吉田統彦議員、阿部知子議員から法案の説明と激励をうけた、国民民主党、共産党の議員からの発言のほか、自民党の議員秘書の出席もあった。

### 署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

3月12日の国民春闘の統一行動日に4年目となる「ストを含む全国いっせい行動」を展開した。コロナの影響をうけたなかでも、スト実施のほか、アピールワッペンの就労など、4000人近い参加があった。

### その他

神奈川県本部が横浜市にコロナ対策などを求めて要請した行動と現場の実態が4月22日の東京新聞夕刊の一面トップ「悩む保育園 気づかずうつしたら」という記事で報じられた。

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名（25条署名）	1,901
② 「介護改善署名」	1,279
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	1,175
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	7,585
⑦ 「424共同・地域医療署名」	
⑧ 「消費税関連署名（増税反対・5%減税）署名	
⑨ 「憲法改悪反対署名」	29,310
⑩ その他（福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを署名）	95,598

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 全日本年金者組合 ） 記入者（ 加藤、宮嶋 ）

### この一年間の取り組みの特徴について

- ・ 高齢者雇用・労災保険・関連と年金支給開始75歳までの選択肢の拡大関連野年金法改定に反対する運動
- ・ 後期高齢者医療費2割化反対のとりくみ

### 学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万ヵ所学習会集約は別紙報告書へ

- ・ 全国的には最低保障年金制度第3次提言、マクロ経済スライドなどを中心とした年金学習会のとりくみ（県本部・支部で）

### 署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

- ・ 署名のとりくみについては次ページ
- ・ 年金相談では、振替換算未支給問題で給させる取り組みが裁判の取り組みから国会での追求もあって解決に至る

### 自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について

2019年度は、首都圏4都県の中央開催とそれ以外の各道府県本部での年金一揆・フェスタのとりくみ、偶数月の年金支給日宣伝行動が取り組む県本部・支部が増え、定着してきた。

### 議員要請行動について(国会議員、地方議員等)

- ・ 加齢性難聴者のための補聴器購入に対する公的補助を求める地方自治体議会への意見書採択・要請にとりくむ県本部支部が増えてきた。

### その他

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)」	21,359
② 「介護改善署名」	627
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	36,484
④ 「年金改善署名」	168,129
⑤ 「生活保護改善関連署名」	0
⑥ 「保育改善署名」	0
⑦ 「424共同・地域医療署名」	1,062
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名」	1,666
⑨ 「憲法改悪反対署名」	15,139
⑩ その他(医療・介護署名)	10,72
⑪	
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b>	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
<b>結成予定の地域社保協</b>	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	

※締め切り 8月17日(月)とします。

※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。

※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。  
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

国土交通労働組合 窪添 義幸

<テーマ>

国土交通省の職場実態について

<内 容>

国土交通労働組合は、国土交通省内の労働組合の旧全建労・全運輸・全気象・全港建労働組合、海技学校職員組合・海技大学校が、2011年9月、国民のための国土交通行政を確立するために大同団結して組織統一した組織です。国土交通本省や気象庁・観光庁をはじめ、全国の運輸局、地方航空局、地方整備局、国土地理院、気象台で働く職員・非常勤職員からなる組合員で構成されています。

国土交通省は、「国土の総合的かつ体系的な利用、開発および保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、気象業務の発展並びに海上の安全および治安の確保」などを担っています。具体的には、河川・道路・港湾・空港といったインフラの整備・維持管理に加え近年は防災・減災、国土強靱化には地方整備局職員が、船舶や自動車の行政登録や、それらによる貨物・旅客運送事業者の指導監督は地方運輸局職員が、インバウンドによる景気対策のため訪日外国人6千万人の目標達成にむけた国際線増便には航空管制官などの航空局職員が、相次ぐ自然災害から国民の命と暮らしを守るための気象観測や予報には気象庁職員があたっていますが、どの職場も連年の定員削減で職員が不足している状況にあります。なかでも人減らしは、本省庁よりも地方の出先機関、そのなかでも事務所や出張所といった地域・国民に接する職場ほど行われており、少ない人員で対応するためとして官署や業務の集約化が行われるなど悪循環に陥っています。末端の行政を縮小することの弊害は、新型コロナウイルス感染症の対応を見ても明らかです。

人員不足は、長時間労働など職場の労働条件悪化の根本原因ですが、それだけでなく国民の安全・安心を保障できなくなることにもなります。国土交通省は、ここ数年の相次ぐ水災害を受け、大雨が予想される際に利水ダムを活用して、あらかじめダムの水位を下げる体制を整えることで、下流の氾濫リスク低減を図ることを目的に、4月にダムの事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流ガイドラインを策定し、6月には109の一級水系のうち利水ダムのある99水系で治水協定を結びました。今年の7月豪雨で氾濫した熊本県の球磨川でも、その協定は結ばれていましたが、球磨川水系にある5基の利水ダムでは事前放流は実施されませんでした。事前放流の実施判断は3日前から行うことになっていますが、今回豪雨のおそれが高まったのが、大雨特別警報が出た7月4日早朝の前日、3日夜であり、それまでに事前放流の基準に達する降雨量を予想できませんでした。これに関して気象庁長官は、「前日の段階で災害の可能性が極めて高い状況は想定していなかった。我々の実力不足」と発言しました。確かに、線状降水帯に代表されるような局地的大雨は予測が困難です。しかし気象庁はこの間、予測に必要な人員と機器の予算を政府の求めに応じで削減してきており、私たち労働組合としては、ここに大きな問題があると考えています。

内閣による22年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針では、新規増員へのスタンスは例年と変わっていませんが、国土交通省が憲法25条に定める生存権を保障するためにも、責任ある行政とそれを支える体制の実現が必要です。国会請願署名で、国土交通省の組織・体制の拡充と職員

の確保を交通運輸や建設といった産別のなかまとともに訴えてきたなか、国土交通委員会の与党委員や国土交通大臣も人員増が必要と発言するようになったほか、与党議員も少しずつ紹介議員になるなど変化も生まれてきています。引き続き多くの方の賛同を得て取り組んでいきたいと考えています。

国家公務員に関する社会保障ということ言えば、国家公務員の定年年齢引き上げが関係しています。定年年齢引き上げのための国家公務員法（国公法）改正案は、検察庁法改正案との「束ね法案」であったことから廃案となりました。年金改革法によって、60歳から70歳の間の年金受給開始年齢の選択肢が75歳にまで拡大されましたが、生活できない定年金のもと、労働者が定年後も働かざるをえない現状の中、国家公務員における雇用と年金の接続が置いてけぼりにされたものといえます。

国会に提出されていた国公法改正案は、役職定年制の導入や賃金水準を退職前の7割水準に引き下げるなどの多くの問題を抱えるものなので、そのまま可決されることも問題でしたが、60歳を超えて働くことそのものにも問題があります。デスクワークなら60歳を超えても働くことに大きな支障はないかもしれませんが、国土交通省の職員の航空管制官は記憶力や瞬時の判断力が求められますし、安全な船の航路を確保するために海上に浮遊する障害物を除去に従事する船舶乗組員、夜勤を伴う交替制勤務などは、体力や技量の加齢による低下には個人差があるとは言え、加齢によって定年延長が困難な職種といえます。そのため、65歳まで働き続けられる職域を設けることが必要ですし、早期退職にかかる特別の年金を設けるべきと考えます。

公務員であっても一人の国民であることから、社会保障の改悪は他人事ではありません。私たち国土交通省の業務は、年金や医療、介護といったものではありませんが、国民に安全・安心を提供するという意味では社会保障の一つなのだと思います。健全な職場を構築することが、よりよい行政サービスの提供、ひいては国民生活の向上につながるとの認識で、一層取り組みを強化していきたいと思えます。



# 国土交通行政を担う組織・体制の拡充と 職員の確保を求める署名

2020年 月

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

紹介議員 \_\_\_\_\_  
請願人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(外 名)

## 【請願事項】

1. 国土交通行政（気象庁・観光庁など外局を含む）を担う組織・体制を拡充し、必要な職員を確保すること。
2. 国土交通省が所管する独立行政法人機構の拡充と職員の確保を行うとともに、運営費交付金を増額すること。

氏 名	住 所

(この署名は国会請願署名として提出する以外には使用しません)

全開発労働組合 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2  
国土交通労働組合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省管理職ユニオン 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

## 【 請願趣旨 】

2011年東日本大震災や2018年北海道胆振東部地震などの地震災害、さらには、2018年西日本豪雨、2019年の台風第15号や台風第19号による災害など、地震・大雨・火山噴火などによる自然災害が全国各地で頻発し、多くの人命と財産が失われる未曾有の被害をもたらしています。たび重なる災害に対応するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を創設し、96の災害に延べ約8万人・日（2019年7月時点）を超える隊員を全国から被災自治体などへ派遣して、支援活動を行っています。

災害による被害を防止・軽減するには、地域防災計画の周知や気象・地震・火山等の基礎知識の普及により、国民全体の防災意識を向上させることが必要不可欠です。そのため、気象庁が行っている精度の高い監視・観測と、その成果に基づく情報提供が迅速かつ的確に行えるよう、体制を充実させ、気象観測や予報・技術開発の基盤強化していく必要があります。

また、河川・道路・鉄道・港湾・空港などの公共インフラは、災害発生時に人命救助活動や支援物資輸送のライフラインとなりますが、こうした施設の多くが建設から50年あまりを経過して老朽化がすすんでおり、国の責任で適切な維持管理や補修を行わなければ国民生活に重大な影響を与える危険があります。また、北海道においては食料供給基地としての農業基盤整備や水産物安定供給のための漁港施設整備も行っており、こうした社会資本の整備や管理にあたる体制を拡充していく必要があります。

交通運輸関連では、行き過ぎた規制緩和によって事業者間の過当競争が激化することに加えて運転手不足も深刻化しており、安全性が脅かされています。また、地方では、少子高齢化が進行するもとの、公共交通機関の撤退が相次いでおり、住民の足の確保が課題となっています。さらに、政府が観光立国の実現や「2020年までに訪日外国人旅行者数年間4,000万人」を目標に掲げるもとの、増え続ける航空交通量に対応できる体制の確保、旅行者が移動する際の安全の確保も急務となっています。国民の交通権を保障し、交通運輸の安全・保安体制を強化していくためにも、運輸行政の体制を拡充する必要があります。

これら国民の安全・安心を守るには、それぞれの分野で専門的な知識・技量をもつ人材の育成を行う教育機関、また、国土交通行政を支える基礎研究を担う研究機関などの独立行政法人においても、体制と運営費交付金の拡充が必要です。

国土交通省は、気象庁や観光庁などの外局を含め、「国土の総合的かつ体系的な利用、開発と保全、社会資本整備、交通政策の推進、気象業務の発達、地理空間情報の推進」を役割・機能とし、経済社会と国民生活に影響の大きい政策を担っており、その役割がきわめて重要となっています。しかし、引き続く定員削減により、行政サービスの低下を余儀なくされています。国民の安全・安心を守り国民の要望に応え、信頼される行政サービスを提供するために国土交通行政を担う組織・体制の拡充と必要な職員の確保を強く求めるものです。

# 国の 出先機関って 何しているの



**暮らしと生命をまもるため、  
国の役割と責務を果たしています**

## 国土交通省は、 国民のみなさまの安全・安心を 地域で守っています

国土交通行政の役割と責務は、国民のみなさまの様々なニーズにこたえ、安全・安心を守っていくことです。しかし、1968年に制定された「総定員法」以降、定員削減・合理化が続けられています。

「令和2年度から令和6年度までの定員合理化計画」では、5年間で10%もの新たな定員削減目標が示され、さらなる職員削減が推し進められています。

国土交通行政の職員削減に対し、国会では与党議員から「組織の機能が低下してしまっただけでは国家国民にとっても不幸なこと」と指摘され、武田国家公務員制度担当大臣みずから「必要などころにはしっかりと定員配置につとめる」と答えています。

私たちは体制拡充署名の思いを国会に届け、国民本位の国土交通行政を構築するために奮闘しています。

### 交通運輸行政を守る「運輸局・運輸支局等」

運輸局および運輸支局や自動車検査登録事務所、海事事務所などでは、陸上や海上の「交通運輸」に関する事業者の許認可や指導監督、船舶、自動車の登録などの広範な交通運輸行政を行っています。

安心・安全な公共交通を維持するためには、事業者への監査・指導を実施することが重要ですが、事業者数に比べ、監査職員が圧倒的に不足しています。陸上、海事を問わず、事故が増加するなか、事故を未然に防ぎ、安全を確保するためにも、職員の大幅な増員による体制の強化が求められます。

近年は、訪日外国人旅行客の増加や観光地域振興などを目的とした観光行政を推進するも、全国各地で多くの事業をすすめています。必要な要員が不足しているのが実態です。

### 地域の安全・安心を守る「各地方整備局等」

各地方整備局および各事務所や国土地理院では、広域的ネットワークの幹線国道や大規模な河川、港湾、空港、地理情報など社会基盤の整備や維持管理等を行っています。また、相次ぐ大規模な災害に対して、緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE」を派遣し、災害時の応急復旧や復興支援を行っており、国民の安全・安心を守り、地域の利便性、地域経済、日常生活を支えています。

各機関は、土木技術をはじめさまざまな専門性を保有し、全国的な見地にもとづき、地方自治体と連携しながら業務を行っています。職員が減っているなかで、十分な体制が確保できていないのが現状です。



### 空の安全を守る「航空局・地方航空局」

航空局および地方航空局では、航空管制や空港施設の維持管理、法律に基づいた許認可など、国内・国際線を問わず、「空」の安全運航を支えています。

近年、規制緩和によりLCC（格安航空会社）の参入によるパイロット不足や、航空機のトラブルなどが増加し、さらに、航空交通量の増大により、航空の安全が脅かされています。

「空」の安全・安心を高めるため国による質の高い航空行政の確立が不可欠であり、そのための体制拡充が必要です。



18年間で約1.7倍に増加している航空機を14%削減された航空交通管制官で支えています。

### 気象情報の発信基地「気象庁・気象台」

気象庁および各地方気象台では、気象・海洋や地震・火山に関する情報を提供しています。近年、自然現象による災害が各地で多発し、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

国民の生命・財産を自然の脅威から守るため、国の機関である気象庁・地方気象台は警報や注意報、情報を発表し、地方自治体と連携して防災行政を行っています。しかし相次ぐ定員削減で業務集約がすすみ、地方気象台の体制は不十分です。

自然災害に迅速に対応するには、地方気象台を地域の「気象防災センター」として、機能や体制を拡充することが重要です。



「行政改革」や「定員合理化計画」は

# 国の行政サービスの低下を招きます!

## 国民の生命や財産を脅かします!



**国土交通行政を担う組織・体制の拡充と職員の確保を求める国会請願署名にご協力ください**

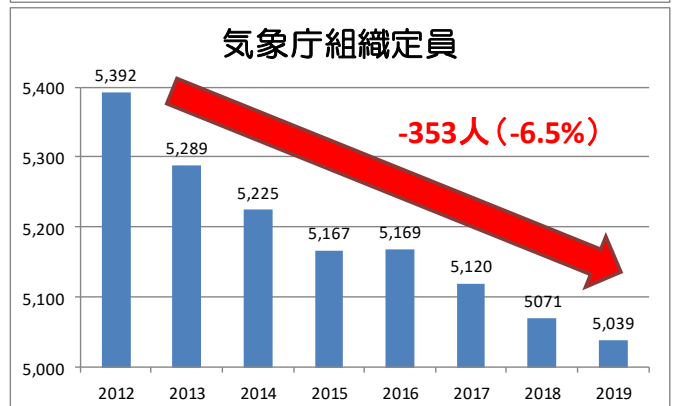
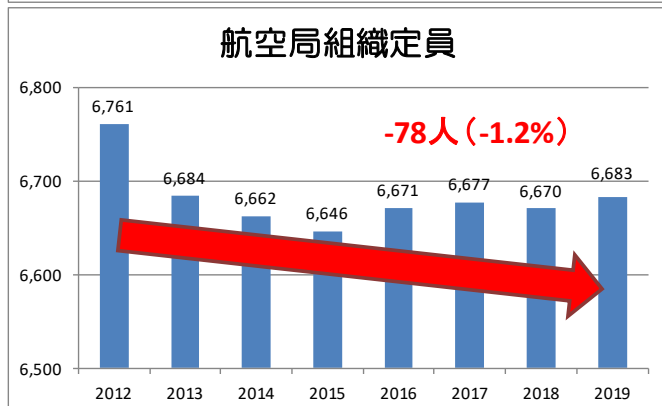
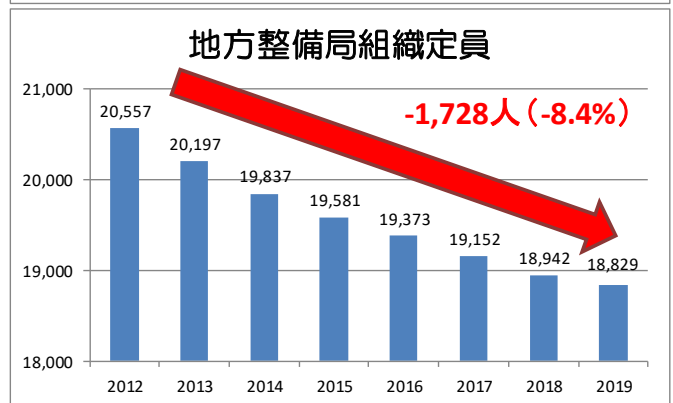
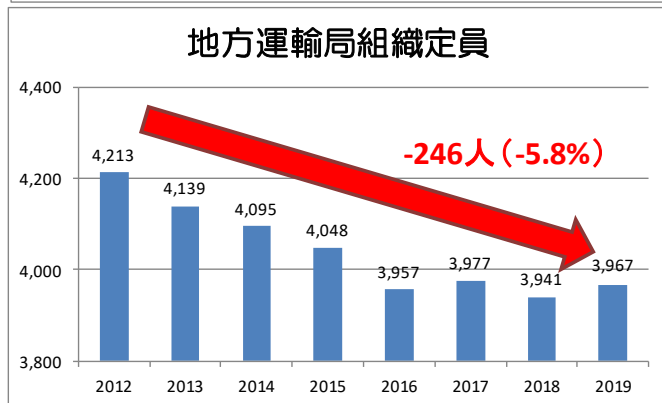
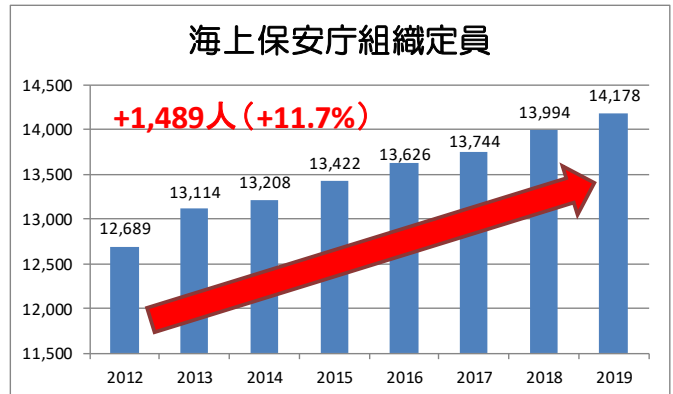
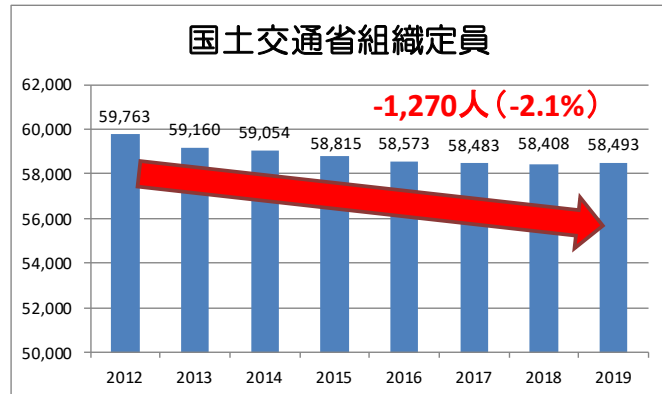
国土交通省の職員や、国土交通行政に関わる自動車検査場、研究機関、船員やパイロットを育成する教育機関など独立行政法人の職員は、国民のみなさまが安心して暮らせるよう日夜奮闘しています。

観光庁や海上保安庁など一部の部署では職員が増えているものの、相次ぐ職員削減により、出先機関を中心に職員が減らされ続けています。特に、近年多発する地震や台風豪雨などの災害に対する的確な対応が困難になっているほか、公共交通機関の事故やトラブルなど、みなさまの安全や生活に直接関わる問題が発生しています。

みなさまの安全・安心を守るため、

私たちのとりくみにご理解とご支援をお願いします。

### 国土交通省 年度末定員の増減状況



## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。

※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全厚生労働組合  
書記次長 大門晋平

<テーマ>

感染症対策は「安全保障」

<内 容>

全厚生労働組合は、厚生行政を担う国家公務員および独法等で働く職員で組織する労働組合です。厚生労働省本省のほか、国立感染症研究所、国立医薬・基盤研究所などの研究機関や、国立障害者リハビリテーションセンターなど国立福祉施設、社会保険行政を担う日本年金機構などで組合員が日々奮闘しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、厚生労働省の講堂に「コロナ対策本部」が設置され、24時間つねに職員が常駐し、新型コロナ対策に励んでいます。講堂には窓がなく、常にドアを開放して廊下の窓も開けられてはいますが、決して通気性のよい環境とはいえません。そして、職員間の距離も近く、感染症対策が万全とは言いきれない職場環境です。

2月からわが国での感染が徐々に広がる中、全厚生は2月27日、厚生労働大臣に対し「新型コロナウイルス感染対策の緊急申し入れ書」を提出し、さらに3月24日には同じく厚労大臣に対して「感染症防止対策にかかる体制整備についての申し入れ書」を提出して、職員および利用者の安全防護対策に万全を期すよう申し入れをしました。日本年金機構においても、三密状態に近い職場環境で働く職員や組合員たちからの不安の声が大きくなり、全厚生は4月13日、日本年金機構に対し「新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申し入れ書」を提出しました。また、この新型コロナ禍により国立感染症研究所が国民から広く注目されるとともに、一部マスコミなどによる事実無根の心ない報道がなされ、感染研支部が研究所に対して、そのような報道に対する適切な対応を求める申し入れなども行いました（研究所としての見解が公式WEBサイトに公開されています）。

全厚生はこれまで、国立試験研究機関および研究開発法人の研究者・職員を組織する労働組合として、人員削減や予算不足により各研究機関の所掌事務の遂行に重大な問題が生じてきていることを訴え続け、改善を求めてきました。また、予期せぬ感染症のパンデミックに備えるには、感染症対策を担う人員と予算が不十分であることも、長年にわたり指摘し続けてきました。いま、まさにその「予期せぬパンデミック」が起り、感染症対策体制の脆弱性が明白となっています。

全厚生は、国民の生命や暮らしを守ることはまさに「国防」・「安全保障」であり、感染症対策は国益を守ることにつながるという信念のもと、とりくみをすすめています。このコロナ禍を機に、医療・公衆衛生・感染症研究をはじめ、交通や物流、労働行政などあらゆる部門との連携と体制強化が、憲法25条をいかした社会保障の拡充につながるものと考えています。いまこそ、国民本位の政治に切り替える絶好のチャンスととらえ、みなさんとともに運動を広げていきたいと思えます。

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

全厚生労働組合  
中央執行委員長 盛田 潔

## 感染症防止対策にかかる体制整備についての申し入れ書

全厚生は、これまで国立試験研究機関および研究開発法人の研究者・職員で組織する労働組合として、人員削減および予算不足により各研究機関の所掌業務の遂行に重大な問題が生じて来ていることを訴え、改善を求めてきました。

新型コロナウイルスのパンデミックに直面し、公衆衛生上重大な事態に対処するため、今、研究成果を直ちに国民へ還元することが求められています。同時に、今後も発生しうるあらゆる新興・再興感染症にも対処していかなければなりません。

国立感染症研究所（感染研）は、前身の国立予防衛生研究所の時代から70余年、感染症研究および対策の中核を担い、厳しい研究環境の中でも、地方自治体などとの連携を深め、我が国に適した体制を構築してきました。今まさに、これまでの実績を基盤とした、さらなる体制の強化が必要とされています。

全厚生は、「国民の健康や生命を守るという使命は、安全保障の一つ」であり、「感染症対策は国益を守ること」につながるという信念のもと、職場および研究環境の改善のために下記の要求をとりまとめました。貴職がこれらの要求に対し、その実現のための積極的な対応と誠意ある回答を行うよう強く求めます。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス等、予測できない重大な感染症危機に対応する体制整備について

感染症危機に迅速かつ効果的に対応するため、以下のように新設する感染症危機管理センターのCDC機能および各研究部の研究体制を強化し、感染研の体制を整備すること。

- 1) 実地疫学専門チームの養成・指揮、関係省庁・医療機関および地方自治体との連携などアウトブレイク対応能力および体制の強化をすること。
- 2) 感染症情報の収集と分析、国民との迅速かつ適切な情報共有のための、広報・リスクコミュニケーション体制の強化をすること。
- 3) 感染研をはじめ地衛研、民間検査機関等も含めた検査および研修体制の整備。また、保健所などにおける検査受け入れ態勢などの補強をすること。
- 4) 検査方法、診断薬、治療薬の開発など研究体制の強化をすること。

#### 2. 感染症対策のための予算および定員について

- 1) 感染研、地衛研などの厚生科学研究の中核を担う機関の予算と定員を米国等の感染症対策先進国の水準まで引き上げること。
- 2) 定員合理化計画の対象外にするよう関係方面に働きかけること。
- 3) 予算について、シーリングの対象外とするよう関係方面に働きかけること。
- 4) 国民の健康を守る研究を、競争的研究費に重度に依存する体制から脱却するため、基礎・基盤的研究費の予算を拡充すること。
- 5) 感染症危機管理センターの新設にあたっては、新たな予算、人員を確保すること。

#### 3. オリンピック・パラリンピックの東京開催、万博の大阪開催について

- 1) 開催期間中の具体的な感染症対応策を早急に示すこと。
- 2) 感染症の感染防止にかかる必要な予算および定員については新規に確保すること。

(以 上)

2020年4月13日

日本年金機構  
理事長 水島 藤一郎 殿

全厚生労働組合  
中央執行委員長 盛田 潔

## 新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申入れ書

日頃より、国民のための公的年金業務にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、我が国においても4月7日に政府が7都府県に対して緊急事態宣言を発出する事態となっています。日本年金機構の各職場で働く職員も感染拡大の不安に苛まれながら、日々の業務に必死に取り組んでいます。

このような状況のもと、職場における感染防止のための措置に対する不安・不満の声が全厚生に多く寄せられています。しかも、その声は日に日に増加しており、その内容も具体的なものになってきています。

つきましては、全国の職場から全厚生に届いたそれらの声をもとに、新型コロナウイルス感染防止対策につき、下記事項を緊急に申し入れますので、貴職による早急かつ誠意ある対応を強く求めます。

### 記

1. 日本年金機構の職場全体に関する要求（街角年金相談センター含む）
  - (1) 新型コロナウイルスの感染が拡大している現況に鑑み、何よりも職員および利用者の安全を確保するための課題を最優先事項として考慮すること。
  - (2) 2班での出勤体制を維持・徹底し、この体制下における優先すべき業務を明確に示すこと。また、遂行困難な業務が生じる場合は、支援体制を構築すること。
  - (3) 事業計画の策定を保留し、サービススタンダードの達成を当面職場に求めないこと。
  - (4) 業務体制の変更・縮小を適切な方法（Web サイトへの掲載、事務所内掲示等）で広報すること。
  - (5) 事務処理の遅延が生じた場合は、その状況を正しく把握し、対象者にその状況と処理の見込みを速やかに通知すること。
  - (6) 各拠点における必要な感染防護策については、拠点間での相違がないよう措置を徹底すること。
  - (7) 基礎疾患を有する職員を把握し、特別な安全対策を講じること（出勤、退勤時間の緩和、窓口対応の配慮など）。その際、個人情報については厳重に取り扱うこと。
  - (8) 緊急事態宣言の対象外地域においても、原則的に同様の対応をすること（感染者比率の高い地域もあり、感染の危険度に大きな差異はない）。
  - (9) 業務実績評価を一時的に停止すること（評価達成のための所属長による感染拡大のリスクを軽視した指示が横行するおそれがあるため）。

## 2. 年金事務所の業務に関する要求（街角年金相談センター含む）

- (1) 適用調査課の業務については、取得（被扶養者）、喪失、月変に限定し、事務所での調査や新適事業は当面扱わないこと。健康保険証の交付が遅れる場合は、事業主証明での受診が可能となるよう、その対応を協議すること。
- (2) 国民年金課の業務については、収納対策（強制徴収含む）が停止になっていることを踏まえ、事務所では適用関係の緊急分のみを扱うこと。
- (3) 徴収課の業務についても、原則として滞納処分を保留すること。
- (4) お客様相談室の業務については、請求書の受付を原則郵便とし、窓口対応を極力縮小すること。
- (5) 年金相談のコールセンターでの予約を停止すること。
- (6) 週初の開所日における相談の「時間延長」および第2土曜日の「週末相談」は、実施しないこと。
- (7) 相談窓口における飛沫感染を防止するため、職員と相談者の間にビニールシートやアクリル板等を設置すること。

以上



2020年4月13日

日本年金機構  
理事長 水島 藤一郎 殿

全厚生労働組合  
中央執行委員長 盛田 潔

## 新型コロナウイルス感染防止対策に関する緊急申入れ書

日頃より、国民のための公的年金業務にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、我が国においても4月7日に政府が7都府県に対して緊急事態宣言を発出する事態となっています。日本年金機構の各職場で働く職員も感染拡大の不安に苛まれながら、日々の業務に必死に取り組んでいます。

このような状況のもと、職場における感染防止のための措置に対する不安・不満の声が全厚生に多く寄せられています。しかも、その声は日に日に増加しており、その内容も具体的なものになってきています。

つきましては、全国の職場から全厚生に届いたそれらの声をもとに、新型コロナウイルス感染防止対策につき、下記事項を緊急に申し入れますので、貴職による早急かつ誠意ある対応を強く求めます。

### 記

1. 日本年金機構の職場全体に関する要求（街角年金相談センター含む）
  - (1) 新型コロナウイルスの感染が拡大している現況に鑑み、何よりも職員および利用者の安全を確保するための課題を最優先事項として考慮すること。
  - (2) 2班での出勤体制を維持・徹底し、この体制下における優先すべき業務を明確に示すこと。また、遂行困難な業務が生じる場合は、支援体制を構築すること。
  - (3) 事業計画の策定を保留し、サービススタンダードの達成を当面職場に求めないこと。
  - (4) 業務体制の変更・縮小を適切な方法（Web サイトへの掲載、事務所内掲示等）で広報すること。
  - (5) 事務処理の遅延が生じた場合は、その状況を正しく把握し、対象者にその状況と処理の見込みを速やかに通知すること。
  - (6) 各拠点における必要な感染防護策については、拠点間での相違がないよう措置を徹底すること。
  - (7) 基礎疾患を有する職員を把握し、特別な安全対策を講じること（出勤、退勤時間の緩和、窓口対応の配慮など）。その際、個人情報については厳重に取り扱うこと。
  - (8) 緊急事態宣言の対象外地域においても、原則的に同様の対応をすること（感染者比率の高い地域もあり、感染の危険度に大きな差異はない）。
  - (9) 業務実績評価を一時的に停止すること（評価達成のための所属長による感染拡大のリスクを軽視した指示が横行するおそれがあるため）。

## 2. 年金事務所の業務に関する要求（街角年金相談センター含む）

- (1) 適用調査課の業務については、取得（被扶養者）、喪失、月変に限定し、事務所での調査や新適事業は当面扱わないこと。健康保険証の交付が遅れる場合は、事業主証明での受診が可能となるよう、その対応を協議すること。
- (2) 国民年金課の業務については、収納対策（強制徴収含む）が停止になっていることを踏まえ、事務所では適用関係の緊急分のみを扱うこと。
- (3) 徴収課の業務についても、原則として滞納処分を保留すること。
- (4) お客様相談室の業務については、請求書の受付を原則郵便とし、窓口対応を極力縮小すること。
- (5) 年金相談のコールセンターでの予約を停止すること。
- (6) 週初の開所日における相談の「時間延長」および第2土曜日の「週末相談」は、実施しないこと。
- (7) 相談窓口における飛沫感染を防止するため、職員と相談者の間にビニールシートやアクリル板等を設置すること。

以上

新型コロナ感染が爆発的に広がったこの数か月、地方自治体は感染症拡大を防ぐための対応、また、それに伴う自粛への対応に追われ続けています。

感染症対応の最前線である全国の保健所や公立病院では、PCR 検査や治療、住民からの相談に応じて奮闘しています。患者のいのちを守り、また、新たな感染を防ぎ、住民のいのちとくらし、事業者の営業を守るために、昼夜を問わず全力を尽くしています。しかし事態が長期化し、現場では、体力的にも精神的にもぎりぎりの状態で、また、医療用マスクや防護具なども、いまだに十分な状況ではありません。

このような事態になっている根本的な原因は、歴代の自民・公明政権が、国民のいのちとくらしを守る社会保障や公衆衛生行政を、どんどん切り捨ててきたからにほかなりません。

全国の保健所は、感染症法施行時の 1990 年に 850 か所ありましたが、2019 年には 469 か所と約半分にまで減らされ、保健師も大幅に削減されています。

また、感染症流行時に最前線で役割をはたすべき公立・公的病院も、政府主導で再編・統合、経営形態変更や民営化が強引に行われ、地域の医療機関が大幅に縮小し、ベッドが減らされ、医療体制の脆弱化が顕著になっています。

医師や看護師などの医療従事者もまったく足りず、恒常的に長時間過密労働が強いられ、そのうえ感染症の急拡大という非常事態によって、医療提供体制が崩壊の危機に陥りました。

政府・厚労省は、地道府県を通じて感染症の検査体制や病床数の大幅な増加を求めましたが、そもそも慢性的な人員不足の状態のために直ちに十分な体制を確保することができず、しかも感染症病棟への転換や受診抑制などによって、公立・公的病院であっても大幅な減収となるなど、各地で危機的な状況が表面化しています。

こうした状況を改善させ、住民のいのちとくらしを守り、社会保障とそれを支える地方自治体の体制拡充をめざして、自治労連は、厚生労働省はもちろん、総務省、財務省などにも何度となく要請行動を実施し、また全国知事会や市長会、日本看護協会などとの懇談を実施してきました。また、全国各地で地方自治体首長や当局などとの懇談で課題と認識を一致させるなど、共同を広げています。

新型コロナ感染症拡大の事態をうけ、「自助・共助では住民のいのちとくらしは守れない」「憲法 25 条の実現のため、国と地方自治体は役割をはたせ」という世論が高まっています。

ところが、こうした状況にあるにもかかわらず、政府・厚労省は、財界いいなりに「全世代型社会保障改革」をすすめる方針をまったく撤回しようとしていません。

「全世代型社会保障改革」は、年金支給開始年齢の引き上げや「雇用によらない働き方」の拡大によって、すべての世代に社会保障の担い手として負担を強化し、その一方で医療や介護の自己負担をさらに増やすなど、さらに給付を削減。足りない部分は保険

外や民間企業のサービスに誘導して大企業の儲けを拡大させる、「自己責任化」「縮小化」「産業化」の三位一体で社会保障を解体するものです。

そして、「全世代型社会保障改革」と一体に、「Society 5.0」と銘打った「行政のデジタル化」が急速にすすめられています。マイナンバーカードの利用範囲を大幅に拡大し、その個人情報や企業に開放して大企業の儲けのために利用させようとしているほか、公務公共サービス……、例えば公立・公的病院の独立行政法人化や公立保育所の民営化、さらには生活保護のケースワーク業務や保健所などの公衆衛生業務まで直営から切り離すなど、地方自治体を住民サービスを主体的に提供する役割から、住民や企業への情報提供やマッチングなどの援助といった間接的な役割に矮小化しようとしています。

これは、憲法 25 条の理念を具体化し、社会福祉の増進を図る地方自治体の役割を 180 度転換させる憲法と地方自治の破壊であり、絶対に許されません。

社会保障と地方自治をまもり発展させるたたかいは、いま、きわめて重大なタイミングを迎えています。自治体職場でも、なかなかその認識に立って大きな運動を起こそうという機運は高まっていません。自治労連は、20 年末の「全世代型社会保障」の最終報告や地方自治の制度改革など、来年の通常国会にも本格化するたたかいのまえに、まず組合員の学習を強め、医療・公衆衛生・介護・保育など、それぞれの分野のたたかいはもちろん、その根底にある社会保障と地方自治の解体という政府・財界のねらいを正しくつかみ、運動を広げていくための起点としていきたいと考えています。

そして、中央社保協に結集するみなさんと力を合わせ、国民的な運動で反撃していきたいと思います。

中央社保協にはその中心として、力を発揮していただきたいと思います。そして、そのためにも、今年度の方針に、そうした視点で大きな運動をつくっていく構えをさらに補強して、運動を具体化していただくことをお願いしたいと思います。

1995 年と 2020 年における東京特別区と政令指定都市（一部）の保健所数比較

	保健所数		人口 (万 人)	保健所当 たり人口	
	1995 年	2020 年			
札幌市	9	1	197	197	
仙台市	5	1	109	109	
さいたま市	—	1	131	131	
特別区（東京）	53	23（各区 1）	949	41	区平均は 100 万人以下
横浜市	18	1	375	375	1990 年は 16 か所
川崎市	7	1	153	153	1990 年は 9 か所
名古屋市	16	1	233	233	
京都市	11	1	147	147	
大阪市	24	1	274	274	
神戸市	9	1	152	152	
広島市	8	1	120	120	
福岡市	7	7	159	23	
北九州市	7	1	94	94	100 万人以下

（自治労連作成資料より）

# スマート自治体研究会（※）報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

## 背景

生産年齢人口（※）減少による労働力の供給制約  
※ 8,726万人（1995）→ 6,000万人未満（2040）

Society 5.0（超スマート社会）における技術発展の加速化  
（参考）商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

## 問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資  
→ 住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担  
（参考）1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要  
（参考）米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、  
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

## 方策

- 原則① 行政手続を紙から電子へ
- 原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ
- 原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

（具体的方策）

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

## 目指すべき姿

### 「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ 職員は、職員でなければならない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ 団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

## スマート自治体の実現に向けた原則

### 原則① 行政手続を紙から電子へ

- 住民にとって、窓口に来ることは負担  
⇒ 現状のサービスのあり方を前提とせず、窓口に来なくても所期の目的を実現できないか、常に考える
- 自治体にとって、
  - 紙媒体で提出された書類をシステムに入力するといった作業が大きな事務負担  
（参考）泉大津市では、各課の個々の作業のうち、入力や確認作業等の事務作業が半分程度以上と多く、相談、審査、訪問、事業計画などは2割弱
  - AI・RPA等のICTを効果的に活用するためには、データが入口から電子データの形で入って来ることが重要

### 原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

- 全国的なサービスとしてのアプリケーションを「利用する」という形式が最も自治体職員の事務負担を軽減
  - システムについては、単にクラウド上のサービスを利用するだけであることから、調達仕様書の作成やシステムの業者選定・契約締結、システム設計、庁内関係課や他団体との調整の負担も極小化
  - 制度改正やアップデート対応もクラウド上で自動で行われることから、制度改正のたびに個々の団体が個別にベンダと協議して対応を行うということも不要に
  - クラウド上で各行政分野のシステムが連携できるようになれば、各自治体でシステム間連携のためにやっているカスタマイズも不要に
- AIの全国的な共同利用によって、学習データ増加による質の向上と割り勘効果による価格の低減を実現  
（参考）AI・RPAは、人口が一定規模以上の自治体を中心に導入。導入団体の大部分は、実証実験段階で無償の導入。実装段階では予算額確保が課題

### 原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

- 自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資  
（参考）本研究会での議論について、ベンダの業界団体に意見を照会したところ、「協調領域として、既存の業務プロセス・システムに係る部分は縮小しつつ、競争領域として、自治体の創意工夫によるAI・RPAを活用した行政サービスを促進すべき」といった意見が出された。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。

※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名> 全日本民医連 久保田 直生

<テーマ> 2019年経済的事由による手遅れ死亡事例調査とコロナ禍でのとりくみ

<内 容>

全日本民医連で取り組んだ2019年経済的事由による手遅れ死亡事例調査について発言します。

全日本民医連では、加盟医療機関の全国711事業所を対象に、経済的な理由や保険証がないことによって受診を控えた結果、受診が遅れて死亡に至ったと考えられる事例を収集・分析し、結果を記者会見などで報告しています。今回は7月29日に記者会見を行いました。

2019年の調査結果のポイントを報告します。今回は51件でした。65%が70歳未満で、現役世代が三分の二を占めていました。さらに、前回調査までの65歳未満の事例の就労状況は「無職」がもっとも多く報告されておりましたが、今回は「非正規雇用」の割合が最も多くなりました。これは、調査を開始して初めてのことです。働いていて保険証を所持していても医療費を支払う余裕がないため、限界まで我慢していた事例が非常に目立ち、就労収入があっても、経済的に困窮していることが分かりました。

ひとつ事例を紹介します。

40代、女性、独居。派遣社員、無保険です。この方は、治療につながる10カ月前に体調不良をきっかけに派遣先の工場を退職し、自宅で療養していましたが、2ヵ月経過しても回復しません。国保料を滞納し無保険だったため市役所を訪れ、「体調が悪くて働けない」と生活保護担当に相談したが、「若いから働けるでしょ」と門前払いを受けました。その後、生活費も底をつき、ネットで無低診を知り、受診につながりました。その時の所持金は100円でした。病院職員は生活保護が必要と判断し、市役所に同行して、申請するとともに、前回の門前払いの対応に抗議しました。この方は、生保を利用しての新生活に期待を膨らませていましたが、悪性卵巣腫瘍の診断で抗がん剤治療中に亡くなりました。

依然として生活保護申請の窓口ではこうした対応がとられています。安倍首相は「ためらわずに申請してください」と国会で答弁していましたが、最後のセイフティーネットとして機能させるために、申請に対してまず受け付けさせることが重要です。

また、昨年10月に消費税が10%になり、さらにコロナ禍です。この間、寄せられる相談では、不安定雇用や病気や障害を抱える方々の困難がこれまで以上に深刻で、件数も増えています。国保保険料や窓口負担減免などの対応がいつそう急がれます。

全日本民医連はこうした状況を踏まえて、国に対して11回に渡り、コロナ禍に対する要請を行うとともに、全国各地で自治体へも働きかけ、保険料の減免や資格証明書発行世帯に保険証を交付させるなど、改善を勝ち取ってきました。しかし、まだまだ困窮している国民への支援は全く足りていません。

引き続き、私たちは、お金がない、保険証がないことで、医療を諦めるような、自己責任社会を終わらせるために全力で運動を広げたいと思います。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。  
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全国保険医団体連合会事務局・工藤光輝

<テーマ>

医療改悪阻止の取り組み 年末までを第一の山場に

<内 容>

### ■国民生活軽視の安倍政権 医療の領域で顕著に

6月下旬以後、新型コロナの国内感染者数がふたたび急増している。感染の収束が見通せない中、働く人々の雇用と賃金が切り下げられ、生業の継続が危ぶまれる事態に陥っている。

こうした中、安倍政権は有効な感染防止対策を打ち出せないばかりでなく、国民の生活を支え、安心を確保することにも後ろ向きである。このことは、医療の分野で特に顕著に現れている。

### ■検査体制の拡充を

感染拡大を防止する基本は、PCR等の検査を実施して、感染者を把握し、適切な治療を実施することである。厚労省によると、8月4日時点の日本のPCR検査能力は1日約3万7500件で、これは世界各国の検査能力と比べてかなり低い。

東京では都医師会が、都内の医療機関1400カ所を目標にPCR検査を拡大するよう提起している。東京世田谷区では、区内の住民が「いつでも、誰でも、何度でも」PCR検査を受けられる体制を作ろうと検討を始めている。

基本的で、効果的な対策としてのPCR検査体制の拡充を医療現場任せ、自治体任せにするのではなく、国がしっかりとした体制を整えるべきである。それには、自治体や検査を受けようとする人の負担を軽減するために、国の財政措置が不可欠である。

それとともに、この間の公衆衛生行政のあり方が見直される必要がある。

3、4月の段階では、PCR検査実施の窓口となる保健所の対応がまったく追いつかず、いわゆる「目詰まり」が全国で起きた。この30年間で、全国の保健所数は848カ所（1989年）から479カ所（2019年）に激減しているように、この間、保健所の数を減らし続けてきたことが背景にある。

### ■病床と人員など医療体制の確保を

国・自治体は、感染者増加に備えて病床や宿泊療養施設の確保をすすめるとしちえるが、「医療の逼迫」「ベッドの不足」が連日の報道でも強く懸念されている。8月上旬の厚労省の発表では、コロナ感染者病床の使用率は23.1%となり、東京・埼玉など5都県では40%を超えた。沖縄では90%を超えている。政府の専門家組織は「憂慮すべき状況」「一部地域では医療提供体制逼迫の懸念も見られる」と分析している。こ



のままでは感染者の受け入れができない上、コロナ以外で療養が必要な患者さんに医療が行き届かなくなる恐れがある。

平時なら何でもない疾患等への対応が遅れ、重症化や命にかかわる事態になりかねない。医療機関がコロナ感染患者を受け入れ、適切な治療を行うには、空きベッドの確保、一般の入院・外来の受け入れ制限、徹底した感染防止対策が必要だが、これには国の財政的措置が不可欠である。

## ■背景に「病床削減政策」

こうした事態が目に見えるようになった背景には、政府の医療政策として、病院の病床数を減らしてきたことがある。2014年以来、政府は医療機関の「病床機能報告」を制度化し、都道府県ごとに「地域医療構想」を策定させている。その大きな狙いは、最も費用のかかる急性期病床、高度急性期病床を削減していくことにある。安倍首相は、2019年10月の経済財政諮問会議で、「地域医療構想を実現していくことが不可欠」と述べ、病床削減の号令を掛けている。

このことの延長線上で、地域の公立・公的病院の再編統合が進められようとしている。厚労省は2019年9月に、全国424の公立・公的病院を名指しで公表し、再編・統合を検討するよう促した。対象病院のリストはその後、440になっている。これに対してはリストの撤回を求める声が全国で沸き起り、各地の社保協や労働組合、患者会、住民が署名に取り組んでいる。

コロナ感染拡大の状況を前に、病床の削減、医療機関の統廃合などはあり得ない。地域医療構想、公立・公的病院の統廃合は見直し、撤回が必要である。

## ■医療従事者の不足も

医療提供体制の逼迫はベッド数だけでなく、人的資源の問題もある。

政府は「地域医療構想」と一体的に、「医師の偏在解消」と「医師の働き方改革」を進めようとしている。

「働き方改革」では、厚労省が3月、勤務医の時間外労働の上限を年960時間とし、さらに特例で年1860時間まで認めるとの報告書をまとめた。「過労死ライン」とされる「80時間」の倍近くの長時間労働を固定化するものである。

こうした異常がまかり通り背景には、政府としてあくまでも医師数を増やさないとを前提としているためである。

日本の人口あたり1000人あたり臨床医数は2.3人。これはOECD加盟国の平均(3.2人)を大きく下回っています。医師数をせめてOECD平均にまで引き上げることが不可欠である。

## ■医療機関立て直しのための財政措置を

コロナ感染拡大の中、患者・国民のいのちと健康を守るための、医療機関の診療が継続していくことがぜひとも必要である。だが、いま起きているのは、医療機関の経営危機である。

全国133の大学病院の調査では、4月、5月の2カ月の医業収入は、前年同月と比べて300億円以上のマイナスとなった。日本病院会など病院関係3団体が8月に発表した調査では、コロナ感染症患者を受け入れているか、その準備のある病院の8割が赤字となっている。

保団連の調査では5月の保険診療収入が、前年5月比で30%以上減少している医用機関が医科で2割、歯科で3割に上っている。

コロナ感染症に対応している医療機関では、空きベッドの確保や感染防止策を取ることによる費用増、一般の患者の外来や入院受入れを制限していることで収入が大きく減少している。また、コロナ感染症に対応していない医療機関でも、徹底した感染防止策を取ることによる費用増と、患者さんの「行動自粛」「受診控え」で医業収入が落ち込んでいる。

地域医療は病院—診療所の連携・役割分担で営まれている。コロナに対応している医療機関はもちろん、地域の個別医療機関が立ち行かなくなれば、その地域の医療手協体制にも影響する。感染防止に適切に対応するためにも、医療機関の立て直しが急務である。減収の補填など医療機関への緊急の財政措置が必要である。

## ■患者さんの負担を減らし、受療権の確保を

保団連が6月に実施した会員医療機関アンケートでは、医療機関からみて患者さんの受診控えによる健康状態の悪化を懸念する声が多数寄せられた。

定期的な受診や検査、服薬で適切な管理が必要な慢性疾患の患者さんの、状態の悪化や重篤化などが見られる。また、医療機関にかかるのが遅れたためがんが進行したり、適切な時期に受診していれば防げた疾患で失明や聴力喪失などの事例も報告された。

感染を恐れて外出を控え、医療機関への受診をためらう気持ちは患者さんの理解できるものだが、医療機関では感染防止策に万全を期している。異常や不安を感じたら適切に医療機関を受診していただくことが大事であり、政府としてこうした広報をしっかりと行い、患者さんに受診を呼び掛けることが求められる。

## ■背景には経済的困難も

コロナ感染拡大で患者さんの受診控えが増えていますが、その背景には、国民・患者さんの経済的困難があることは無視できません。このコロナ禍で賃金等の収入が落ち込んでいます。国保料の滞納が増え、正規の保険証を持ってない方も増え、生活保護受給申請も増えていきます。

患者さんが安心して医療機関にかかれるようにするために、国民の経済的困難を取り除くことが必要です。

## ■コロナ禍を教訓に医療改悪撤回を迫ろう—年末までを第1の山場に

政府の「骨太の方針2020」は、医療改悪の内容を盛り込むことはできなかったものの、「骨太の方針2018、骨太の方針2019等の内容に沿って」、従来の工程表に基づいて社会保障の改悪、すなわち所得再分配機能の破壊を進めることを宣言している。

来年の通常国会には75歳以上の医療費窓口負担を原則2割にすることや、病院に紹介状なしで受診する場合の定額負担の拡大、市販品のある薬を保険給付から外すとといった内容の法案を提出する予定である。介護の分野でも利用者の負担増が計画されている。

コロナ禍の教訓からも医療の負担増計画は撤回すべきである。

この間、医療機関に対するマスク等の感染防護具の確保や、PCR検査体制の拡充、医療提供体制の充実など、大きな世論が巻き起こっている。患者さんの受療権を確保する取り組みでも、例えば国保の保険料減免・猶予措置や、国の負担での傷病手当金の実施措置などの改善・前進が見られる。

「医療崩壊」とも言われる状況は、医療への公的支出を「ムダ」とばかりに抑制し続けてきた結果である。こうしたことも示しながら、安倍政権の負担増路線、社会保障抑制路線に転換を迫る圧倒的な世論を作っていこう。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。  
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全生連・事務局長・西野 武

<テーマ>

「コロナ禍の生活保護運動」

<内 容>

新型コロナウイルスの影響で、2020年4月の生活保護申請件数は前年同月に比べて24.8%増加しています。3月の生活保護申請件数が前年同月比7.4%増だったのに比べると、4月の増加は、状況がいかに逼迫し生活が追い詰められていることが一目瞭然です。中でも東京23区に限っては約4割増えたことが明らかになっています。

リーマン・ショックの2008年9月の生活保護利用者は約158万人で、1年後の9月には約175万人と一気に17万人増加し、その後200万人を突破しました。今回の新型コロナウイルス禍では、「リーマン・ショック時をしのぐ影響が出て、困窮者への早急な支援が急務」と、研究者も警鐘をならしています。

コロナ禍で全生連事務所にも多くの電話相談が寄せられています。相談内容の多くは、会社の休業・廃業などで「解雇されたので生活保護を利用したい」「当面の収入がなくなり申請したい」などでした。政府が「特別定額給付金の支給」を発表した直後からは「生活保護利用者はもらえるのか」という問い合わせが殺到しました。中には、役所の福祉担当者から「あなたたちはもらえません」と人権を無視した、いじめともとれる発言を浴びせられたという相談もありました。その後は「生活保護利用者へは収入認定（利用者が収入を申告し保護費から引かれる制度）するのか」という質問が多数を占めるようになりました。全生連は「特別定額給付金」の発表と同時に、厚生労働省に「生活保護利用者の収入認定から除外すること」の要望書を届け、後日、厚労省は「10万円は収入認定しない」と発表しました。それでも全生連の電話は鳴りやまず、相談者へ説明をすると「ようやく人として認められた」「少しの生きる希望が出た」といった声が続きました。対応する自治体のケースワーカーもコロナ感染症対策で職員を削減して対応しており、窓口に行っても混乱していて「また来て」と追い返したり、「書類を全部用意しないと受け付けない」などの「水際作戦（申請させずに追い返すこと）」が行われ、全国の生活と健康を守る会が同行するなどして保護決定されたといった報告も多く届い

ています。厚労省は4月7日と5月26日に全国の自治体に「コロナ禍において保護決定は、迅速かつ柔軟に」という事務連絡を出しています。全生連は、全国の「生活と健康を守る会」に、各自治体に向け「厚労省通達を順守するように」という要望書を提出して運動を広げました。

厚労省に対して「生活保護制度をもっと国民に周知徹底すること」「特別定額給付金をこれから保護利用する人に保護決定の要否判定の資産に入れないこと」等々、多くの要望を出してきました。厚労省は「保護決定の要否判定に10万円を資産としてみなす」と回答してきましたが、全生連は「現在、保護を受けている人は収入認定除外なのに、これから受ける人は要否の資産に入れるというのは不公平。資産にするのは給付金の意図に合わず、返還しろと言っているのと同じ」として撤回を求め2度目の要望書を提出しました。

国会では6月15日に、参院決算委員会で田村智子議員（日本共産党）が「『生活保護はあなたの権利だ』と政府が国民に向けて呼びかけるときだ」と安倍晋三首相に詰め寄りました。首相は「だれにでも保護を必要とする事態になる可能性があり、文化的な生活を送る権利があるので、ためらわずに（生活保護を）申請してほしい。われわれも様々な手段を活用して国民に働きかけていきたい」と回答しました。首相発言を大いに活用しようと全国に呼び掛け、厚労省交渉でも、自治体に文書発信など呼びかけてほしいと要請しました。

6月25日には、2013年からの生活保護基準引き下げについて違憲であると訴えた裁判の判決が名古屋地裁であり、残念ながら原告の請求を棄却するという不当判決でした。これから全国で行われる裁判で、名古屋の不当判決に怒りをもって、全国の原告たちが奮い立っています。全生連もさらに支援を強めていきます。引き続きみなさまのご支援をよろしく願いいたします。

※法政大学の布川日佐史教授が、コロナでドイツが行った対策を紹介しています。ドイツ国会は2020年3月27日「社会的保護パッケージ法」を採択し、同月29日に施行しました。生活保護の申請手続きを大幅に緩和し、最大120万世帯の新規利用者を見込み、96億ユーロ（約1兆1000億円）を充当しました。申請時に「大きな資産はない」と宣言すれば認められます。また、住宅扶助の上限額をなくして今住んでいる住居の家賃額を給付。連邦雇用省は「漏れのない給付決定の方が、身元や受給資格の確認よりも優先する」と言い切っています。

わが国の保護行政が、本来の権利としての生活保護制度を確立するように運動を進めていきます。

※長くなったらカットします。

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 全国商工団体連合会 ） 記入者（ 大友孝平 ）

### この一年間の取り組みの特徴について

#### （1）全日本民医連と国保制度改善をめざし共同

2019年6月19日、全日本民医連と共同で「国保制度の改善をめざす国会内集会」開催。全商連と民医連の共同行動の推進を確認しました。約150人が参加しました。同集会を契機に福岡や埼玉でも2団体共同の学習会や自治体交渉が行われました。

#### （2）国保料・税、社会保険などの電話相談

社会保険料や国民健康保険料税の滞納・差し押さえの相談に応じてきました。

#### （3）新型コロナウイルス感染症問題

新型コロナウイルス感染症で経済活動が停滞するなか、国保・介護・社会保険料の軽減、滞納処分の停止、雇用調整助成金の申請の簡素化はじめ、各種社会保障制度の充実を求める要請を国に要請。自治体要請も行いました。

①コロナ対策で国保に傷病手当金が創設されたものの個人事業主・フリーランスは手当の対象外とされたことから、対象化を求めました。この中で自治体独自施策で個人事業主を対象にできるとする国の見解を引き出したことから、民主商工会・県商工団体連合会は自治体要請を実施。岐阜県飛騨市、愛知県東海市で独自制度がつけられました。また、白色申告および青色申告の専従者（家族）も傷病手当金の対象になるという見解を引き出しました。

②国保でコロナ感染症の影響で収入が減少した世帯への減免措置が取られたのを受け厚生労働省ヒアリングを実施。「減免要件である収入の3割減少の見込みで減免が適用されたあと、結果で年収が3割減になっていなくても財政支援対象」「主たる生計維持者は世帯主が原則であるが、実情に応じての変更は可能」などの回答を得ました。神奈川県や福岡県では、ヒアリング結果をもとに自治体と交渉。「主たる生計維持者」を実態に即して判断する自治体も生まれました。

③全国の民主商工会では、国保減免を進めようと学習・相談会（申請書書き込み会）、集団申請に取り組みました。生活福祉資金でも特例が設けられたのを受けて相談会を実施しました。大分県の県南民主商工会は、社会福祉協議会から生活福祉資金の申請窓口になる委任を受けました。

#### （4）マイナンバー（共通番号）制度問題

共通番号の使用を強制させないことを国に迫りました。20年2月12日の厚生労働省交渉では、①労働保険事務組合に個人番号取り扱いの規定がない場合、助言指導は行うが罰則を与えたり認可取り消しを今すぐ行う考えはない、②マイナンバーカードに国保証機能を持たせる件についてカード所持は強制しない、義務ではないと回答。オンラインによる資格確認も義務ではないと回答を得ました。

**学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万ヵ所学習会集約は別紙報告書へ**  
第21回中小商工業全国交流・研究集会（9月7～8日）で、「税と社会保障、働

き方改革を考える」の分科会を開催。安倍政権下の社会保障解体政策を検証し、消費税に頼らない財源づくりによる社会保障拡充、最低賃金引上げによる国民生活改善の方向性を話し合いました。

**署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴**  
「社会保障の充実」を口実とした消費税増税中止をめざし、消費税率10%に反対する署名・宣伝、増税実施後は税率引き下げの署名運動に取り組みました。

**自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について**  
2019年秋に自治体キャラバンに取り組みました。

**議員要請行動について(国会議員、地方議員等)**  
2019年6月19日、衆参厚生労働委委員に国保制度改善を求めて要請行動を行いました。

**その他**  
・全国中小業者団体連絡会(全中連)として、厚生労働省交渉(2019年 月 日)および全中連中小業者決起大会(2020年2月12日・1000人参加)で厚生労働省交渉を行い、社会保障に関する改善要求を申し入れた。

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)」	
② 「介護改善署名」	
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	
⑦ 「424共同・地域医療署名」	
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名」	22万3097人
⑨ 「憲法改悪反対署名」	
⑩ その他(社会保険料の負担軽減を求める請願 )	2万2635人、367団体
⑪	
日本国憲法を護り生かすことを求める請願署名 安倍9条改憲NO! 改憲発議に反対する緊急署名	24万4190人 7万1138人
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b>	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。

※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全国商工団体連合会 大友孝平

<テーマ>

新型コロナウイルス感染症が広がるなかでの国保運動など

<内 容>

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が急拡大し、海外からの観光旅行者がストップ、国内でも一斉休校や緊急事態宣言で外出・外食が制限され、飲食店、旅館・ホテル、観光バス、学校給食に納入する業者、町の小売業者は収入が激減する事態となりました。経営は現在も厳しい状況が続いています。この事態に全商連は、国保・介護・社会保険料の軽減、滞納処分の停止、雇用調整助成金の対象拡大や申請の簡素化などを国に要請してきました。結果、いくつかの成果が見られました。

①国保料（税）や社会保険料の滞納について、丁寧に猶予相談にのり、差し押さえ処分をしないよう、要請しました。厚生労働省も3月中に「財産の差押え等の滞納処분을停止して差し支えない」とする通達を発出。通達を活用し、差し押さえ予告を取り消させた事例も生まれています。

②コロナ感染症対策という特例ですが、国の財政支出で、国保に傷病手当金が創設される成果が生まれました。長く民商・全商連が要求しつつも国が実施を渋ってきた制度であり、今回つくられたことは価値があります。しかしながら、個人事業主・フリーランスは手当の対象外とされる問題がありました。これに対しては、倉林明子参議院議員の国会質問などで、自治体独自に個人事業主を対象にできるという国の見解を引き出し、民主商工会・県商工団体連合会は自治体要請を実施。岐阜県飛騨市、愛知県東海市で独自制度がつけられました。また、白色申告および青色申告の専従者（家族）も傷病手当金の対象になるという見解を引き出しました。

③新型コロナウイルス感染症の影響で減収した場合の国民健康保険料・税の減免が実施されたのを受け、厚労省ヒアリングを実施。減収の算定基準を「主たる生計維持者＝世帯主」の収入としていたのに対し、世帯の実態に応じて変更してよいとする回答引き出しました。神奈川県や福岡県では、ヒアリング結果をもとに自治体と交渉。「主たる生計維持者」を実態に即して判断する自治体も生まれました。

前進の一方、課題も生まれました。傷病手当金で、同じく国保料・税を払いながら、個人事業主やフリーランスは受けられないというのは差別的扱いです。厚労省はこれまでの全商連の要求に対して、個人業者は被用者の給与のように手当金の算出が難しいと説明してきています。しかし、ならばなぜ自治体で独自に実施するのは妨げられないとなるのでしょうか。今回独自に実施した自治体は、年間の営業収入から算出、平均的な事業所得から算出するなど工夫して実施しています。厚労省の言い分は、屁理屈に過ぎないことは明らかです。

今回の減免措置については、前年1円でも所得があれば全額国保料が免除になるのに赤字であれば減免にならないという制度の欠陥が見られます。また、実際の運用は保険者である市区

町村の裁量としているため、国は3割減収を見込みで減免するのだから結果として3割減収となっていなくても追納を求めなくてよいとしているのに、追納を求めるとしている自治体もあります。収支の証明についても簡便でよいとされているのに、いくつもの書類提出を求める自治体もあり、減免がスムーズに行われない事例があります。自治体間の違いについて、これまで各地で減免運動に取り組んできた都道府県商工団体連合会や民主商工会から聞こえてきてのは、これまで申請減免に取り組んできた自治体ほど今回の減免も簡便であり、取り組んでこなかった自治体は難しくなっているというものです。制度の改善をさせていく運動も必要だと思っています。

そして重要なのは、コロナ問題の起きているもとでも起きている国保自体の改悪です。国保料（税）は上昇しており、今回の減免がなければ滞納相談がさらに増えていたでしょうし、コロナ終息後に値上がった国保料・税に直面します。法定外繰り入れの解消、市町村からの料・税の最終的決定権のはく奪といった運営方針の改悪の問題とも闘わなければいけません。

#### マイナンバー（共通番号）制度問題について

全商連は共通番号の使用を強制させないこと、制度の廃止を求めています。強制させないことについては、繰り返し厚労省に要請をしており、20年2月12日の厚生労働省交渉では、①労働保険事務組合に個人番号取り扱いの規定がない場合、助言指導は行うが罰則を与えたり認可取り消しを今すぐ行う考えはない、②マイナンバーカードに国保証機能を持たせる件についてカード所持は強制しない、義務ではないと回答。オンラインによる資格確認も義務ではないなどの回答を得ています。

しかしながら、国はコロナ危機を悪用し、共通番号と銀行口座の紐づけ、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化を、国保、健保の医療保険証と共通番号との一体化とともに画策しています。国保についてはマイナンバーカードと一体化は義務ではないとする一方で、窓口での発行手続きなどの際にマイナンバーカードの申請書も渡すということもされているようです。

国は電子政府の推進を共通番号およびマイナンバーカードによる国民管理と一体で進めています。一つ一つ小さな取り組みですが、あらゆる場面で、マイナンバー制度を利用させない取り組みを進めたいと思います。



全国商工新聞2020年8月3日

## 国保税滞納

## 分納中に差し押さえ

# 大分・豊肥 民商読者 抗議し全額返還へ

「市に生活費を差し押さえられた」。7月13日、大分・豊肥民主商工会（民商）の事務所に飛び込んできたのは、豊後大野市でサービス業を営む原田知子さん（52歳・仮名）。国民健康保険（国保）税の滞納を理由に預金を差し押さえられました。民商の仲間と一緒に抗議し、差し押さえた全額の返還を約束させました。「これで少し安心した」とホッとしています。

延滞税を合わせると43万円超が滞っていました。毎月5千円ずつ分納していましたが、コロナ禍の中で売り上げは1カ月10万円ほどに減少し、ギリギリの生活を送っていました。5月、6月は外出を控え、分納ができなかったため7月1日、2カ月分の1万円を市役所の支所で納付しました。ところが7月10日、市から差し押さえるの通知が送られてきました。

当日に、3万6千余円の預金全額が差し押さえられていました。「光熱費や電話代の引き落としのために残していたのに」。目の前が真っ暗になった原田さんは、インターネットで調べて豊肥民商を見つけました。事情を聞いた東田伸彦事務局長は、すぐに原田さんと一緒に市税務課に向かいました。

納付した。そのときは何も言われなかった。差し押さえる前にどうして事情を聞いてくれなかったんですか。申告を見れば私の収入が分かるでしょう。ただでさえ生活が苦しいのに、これでは生きていけない」と涙を浮かべながら抗議。東田事務局長も「コロナ禍でなければ生活費を差し押さえるなんて、あんまりじゃないですか」と市の対応を厳しく批判。納付計画を示して返還を求めました。

市の担当者は「実情を聞かせてもらったので、最短期間で返還したい」と態度を改め、差し押さえた預金全額の返還を約束しました。

原田さんは商工新聞の読者になりました。

（豊肥・東田伸彦通信員）

慌てて通帳を記帳すると、1万円を納付した1日

# 社会保険料 納付の猶予活用せよ

参院経産委 岩渕友議員(日本共産党)が追及



厚労省は「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生年金保険料の納付が困難な事業主は、申請に基づいて納付の猶予が活用でき...」と答弁しました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって売り上げが減少し、社会保険料が納付できなくなった場合の対応について、岩渕友参院議員(共産)が経済産業委員会(10日)で質問しました。

厚生労働省の「日原知」・年金管理審議官は「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厚生年金保険料の納付が困難な事業主は、申請に基づいて納付の猶予が活用でき...」と答弁しました。

年金事務所が社会保険料の納付延期を求めた事業者に対して「話半分」は分かったが、どうにもできない。財産調査を始める」と一方的に告げた案件に対し、岩渕議員が「こうした対応は直ちにやめさせるべき」とただしたことに答弁したものです。

さらに岩渕議員は、「国税の換価の猶予は6万件を超えているのに対して社会保険料はけた違いに少ない」と指摘し、「制度活用の周知徹底」を求めるとともに、「延滞金や保険料そのものを免除してほしい」との声が上がっていることを紹介しました。

全商連報告資料：コロナ禍の国保差し押さえへの対処

## 厚労省が回答「柔軟に対応する」

社会保険料の換価の猶予の申込件数と執行状況

年度	申請型				職権型
	申請件数	許可	不許可	取り下げ	
2015	20	14	2	4	4
2016	113	97	8	8	9
2017	322	302	6	14	30
2018	672	623	14	35	120

厚生労働省は同日、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料等の取扱いについて」(事務連絡)を発出しました。事業所に対する保険料納期限の延長や「納付の猶予」を適切に措置することを求めています。

全国商工新聞2020年4月6日

## 社会保険料 納付、換価の猶予適用



### 聞き取り判定、担保なしも可

厚労省

厚生労働省は3月12日、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金保険料の猶予に係る対応について」とする文書を日本年金機構宛てに発出した。

新型ウイルス感染症の発症に伴って消毒作業を行ったため、備品や棚卸資産(例えば食材)を廃棄した、イベントの中止・延期、観光客の減少などによって売り上げが激減したなどの理由で、「社会保険料の納付が困難になった」と相談があった場合は「納付の猶予」や「換価の猶予」の申請期限は、災害がやんだ日(災害が引き続き発生する恐れがなくなり、復旧に着手できる状態になった日)から2カ月以内。猶予期間は納期限から1年(最大2年)。

「換価の猶予」は、事業所から分納相談があった場合は「納付について誠実な意思がある」と認められ、担保がなくても1年間、分納できます(最大2年)。財産を差し押さえられている事業所の事業継続が困難になる恐れがある場合は、差し押さえが解除されます。

### 地方税も猶予

総務省

地方税の納税が困難になった場合についても総務省は3月18日、都道府県知事宛てに同様の文書を出しています。

また、同省は電気通信事業者や情報通信関連事業などICT関連企業が参加するテレコムサティス協会に、固定電話や携帯電話の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響で期日までに支払いや更新ができない場合、不利益を被るごがないように要請しています。

「換価の猶予」は、事業所から分納相談があった場合は「納付について誠実な意思がある」と認められ、担保がなくても1年間、分納できます(最大2年)。

全商連報告資料

国民健康保険の傷病手当金について①

岐阜県飛騨市と鳥取県若美町  
岐阜県鳥取県

### 国保にコロナ対応・傷病手当金創設

## 独自 個人事業主も対象に

岐阜県飛騨市と鳥取県若美町はこのほど、新型コロナウイルス感染症で療養のため働けなくなった場合の「傷病手当金」を創設。国が支援する被用者だけでなく、自治体独自の財政措置も行い、個人事業主も対象に含めることになりました。

両自治体とも前年度の事業所得を365日で割った1日分の3分の2の額を支給。支給要件は被用者向けの傷病手当金と同じです。飛騨市では、飛騨民商が申し入れを行い、平等を図るために個人事業主も対象にした制度創設を求めてきました。岩美町では、国からの臨時交付金なども活用し、一般会計から繰り入れ。4月の補正予算で、ほかの新型コロナウイルス感染症対策とともに専決処分を決められ、約185万円を計上しました。(関連④面)

愛知県東海市

## 個人事業主も対象に

### コロナ感染 国保の傷病手当金

愛知県東海市は6月議会  
で、個人事業主が新型コロナウイルスに感染した場合、国民健康保険(国保)の傷病手当金の支給対象になるよう条例を改正しました。知多北部民主商工会(民商)婦人部が要請していたものです。

婦人部では、4月7日、14日の間に、「新型コロナウイルスによる危機から中小業者・家族従業員者のいぢくらし・営業を守る緊急対策を求める要請書」を大府、東海、知多の3市に提出。「国保税(料)、介護保険料等について、当面

### 根気よく業者の実態訴え要請

愛知・知多北部民商婦人部

免除するなど大幅な負担軽減を行うこと」「国保の傷病手当金支給について、中小業者・家族従業員にも適用を」と求めてきました。

要請前の学習では、「コロナ対策で、国保に傷病手当金ができたが、対象は雇われている人だけ。事業者には何の補償もない」など問題点を討議。要請書を市に提出した際には、担当者から「事業主が国保に加入していることを知らなかった」「国の持続化給付金100万円を活用したらどうか」「国の政策以上の拡大をする気はない。専従者についても同様の考え」などという発言もありましたが、抗議・要請をし、根気よく業者の実態を訴えました。



要請書を手にとり東海市役所を訪れた知多北部民商婦人部の役員

自営業者にも制度が拡充されたという一報を受け、みんなびっくり。「市長は要請書を見てくれたんだね」「私たちの要望が通ったんだね」と喜び合いました。引き続き、他の病気や仕事以外のけがにも適用できるように、運動を続けていきます。

員(知多北部・木下純子通信)

新型 コロナ

「国保に傷病手当を」の要求一部実る

条例制定求め自治体要請

政府は、国民健康保険（国保）に加入する者（給付をもらっている）が新型コロナウイルス感染症の場合、傷病手当（①）として給付を要する」とを決定した。...

県「家族従業者は対象」

神奈川県 市町村への指導求める
神奈川県 市町村への指導を求める。新型コロナウイルスに感染した...



自治体が条例をつくれれば被用者分を国が財政支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自治体の財政負担が急増している。...

事業主まで適用させよう

日本共産党 倉林明子参院議員に聞く
議員が質問状を送る。...



議員が質問状を送る

議員が質問状を送る。日本共産党の倉林明子参院議員は、国保の傷病手当について取り上げ、中業者の立場から政府を促している。...

県の国保年金課に訴え

愛知県 保険料軽減も要請
愛知県 保険料軽減も要請。...



愛知県の国保年金課に訴え

愛知県の国保年金課に訴え。愛知県の国保年金課に訴え、保険料軽減も要請する。...

業者を排除するな

西田 美津子さん
西田 美津子さん。...



業者を排除するな

業者を排除するな。西田美津子さんは、業者を排除するなと訴えている。...

長年の婦人部の運動から。今回の運動は、国保の傷病手当金の適用範囲を拡大し、事業者も対象とする。...

## 全商連報告資料

## 国民健康保険料（税）の減免について①

全国商工新聞2020年5月18日

全商連の  
要請実

# 国保・介護保険料を減免

コロナ被害で前年比3割以上減収<sup>な</sup>

厚生労働省は4月8日、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した国民健康保険（国保）加入者の国保料・税を減免し、自治体に減免分を国が財政支援するとした事務連絡を发出了しました。同時に、後期高齢者医療、介護保険で同様の連絡を出しています。

「緊急経済対策」（4月7日閣議決定）で、同方針が盛り込まれたのを受けてのものです。

事務連絡は、災害など特別な理由がある場合の減免を定めた国保法77条に基づき減免に対して支援し、市町村の条例や規則に減免の規定がないときは整備するように求めています。

減免対象の期間は2020年2月1日から21年3月31日で、減免前の国保

## 国保料・税（後期高齢者）の減免区分

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

## 介護保険料の減免区分

200万円以下	全部
200万円超	10分の8

※前年の事業収入等が3割減などの世帯が対象

料・税を既に払っていた場合には、さかのぼって減免するとしています。

減免額は、新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合は全額免除。事業収入等（事業、不動産、山林、給与の各収入）が前年より3割以上減少した場合、前年の合計所得金額が300万円以下は全額免除、300万円超から400万円以下は8割軽減などとなっています（表）。後期高齢者医療も同じ内容の減免となっています。

介護保険では65歳以上の加入者を対象に、事業収入等が3割減少した世帯で、前年の合計所得金額が200万円以下の場合には免除、200万円超の場合は8割を減免するとしています。こちらも条例や規則の整備を求めています。

全国商工団体連合会（全商連）は新型コロナウイルス感染症の対策として、国保料・税などの軽減を国に申し入れ、4月8日に内閣府に提出した「新型コロナウイルスに対応した緊急経済対策への要望」でも改めて求めています。国が財政措置を取り、法令の整備を求めているのを背景に、自治体に速やかな実施を迫っていくことが大切です。

全国商工新聞2020年7月20日

# 新型コロナ 対応

# 国保減免「助かった」

## 大幅に負担が軽減

### 神奈川・厚木民商相談会で教え合い申請

「国民健康保険(国保)料が大幅に減額されて、助かった。神奈川・厚木民商工会(会館)では、国保料減免決定通知書が届いた方から喜びの声が次々と寄せられています。厚木市の新型コロナに対応する減免制度を学ぶ減免相談会を開催。今年の売り上げ減収見込み額を計算し、減免申請書を作成して提出しています。制度をいかに活用し、国保料の負担を減らしてコロナ危機を乗り越えようと呼び掛けています。

### 30万円減で元気出た

齋藤由美子さん(61)建築業

「パートから帰ってきた。万が一4月減額され、納ら減免決定通知書が届いて、付額が4万786円になりました。うれしー。8日に、夫・安雄さん(69)は、声を弾ませ、民商の事務所、主に住宅リフォーム工事を電話をかけたのは齋藤由美子さん(61)建築業。34、国保料の負担が重く、減免万2500円の保険料が30、申請をしていましたが、減免されるのは所得だけでいい。しかし、今回のコロナ減免は、国保料が生じたものの、100%免除が適用されました。由美子さんは、民商の仲間に新型コロナウイルスに対応する国保料の減免制度を知らされ、6月1日に開かれた「減免相談会」に参加。17人が集まり、婦人部役員の田野倉勇人さんが説明を加え、理解を深めました。民商が用意した売上集計表に1月からの売上げ見込み額を記入し、今年の上り見込み額を計算したところ、3割以上の減収が見込まれ、しかし、高い国保料が悩まされてきました。



厚木民商が開いた減免相談会。みんなでお話しして申請書を作成しました。



「声を掛けてくれた民商の仲間に感謝」と話す田野倉さん

### 5月に仕事止まり

### 40万円減りひと安心

田野倉勇人さん(59)設計

新型コロナウイルスの影響で3月ぐらいから安雄さんの仕事は減少。5月に入ると、収入申告書を作成。26日に民商や婦人部の仲間と一緒に、厚木市に提出しました。書を作成して提出、計算と

田野倉勇人さん(59)設計士も、7日に減免決定通知書が届きました。55万8000円の国保料が33万5000円に減額され、納付額は22万3400円に。未納になっていた9月9年度の9期、10期分の11万4000円の国保料もさかのぼって7万1000円が減額されました。

### 17万円全額が免除に

田口実さん(57)外構工事

「減免決定通知書が届いたよ」と民商の事務所に報告した田口実さん(57)外構工事。振り込まれ、国保料減免もできた。落ち込んでいたけれど前向きな気持ちになれたと話しています。

### 民商の声掛け感謝

今回の新型コロナウイルスの影響で、取引先から受注が5割落ち込んだ。仕事が減ると覚悟してはいけなくて、田野倉さんは「国保料が全額免除になりました。5月は、仕事手が減って、収入が減って、生活が厳しくなりました。民商の仲間からみんなの声を聞いて、減免申請書を作成して、減免されました。下谷清人会長は「コロナ禍の中で、高い国保料の負担が重く、悩んでいました。しかし、高い国保料が悩まされてきました。」と話しています。

全国どこでも申請できます

### 新型コロナウイルス対応の国保減免制度とは

減免される要件

- 新型コロナウイルスの影響を受け、主な生計維持者の今年の売り上げが前年度比3割以上の減少が見込まれる世帯
- 新型コロナウイルスに感染して死亡または重篤な疾病を負った世帯

\* 減免される期間は、2020年2月1日から21年3月31日までが納期限の国保料・税です。  
\* 年間の3割減収の売り上げ見込み額は、直近1カ月、直近3カ月分で計算するなど自治体によって異なります。3割減収を見込んだ売り上げが実際に3割前まで減収しなかったとしても、返金を求められることはありません。

減免額の計算例(市町村国保の場合)

計算式: 対象保険料・税額 × 減免の割合 = 減免額 (A × B ÷ C)

主な生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

① 世帯全員の前年の合計所得金額



19年度分の9期、10期分と20年度の国保料が全額免除になった田口さん

おりに国保料が減額された。こんなに減額されたのは初めて。高い国保料に苦しい。元気が出た。笑顔を見せました。

田野倉勇人さん(59)設計士も、7日に減免決定通知書が届きました。55万8000円の国保料が33万5000円に減額され、納付額は22万3400円に。未納になっていた9月9年度の9期、10期分の11万4000円の国保料もさかのぼって7万1000円が減額されました。

田野倉さんは「いや、本音を言ってもいいかな。民商で教えてもらいながら取り組んで、こんなに減額されるなんて。1期6万円の国保料は、高くていつもストレスを感じてた。1期4万円の減額で、本当に安心した。声をかけてくれた仲間らに感謝です」と笑顔を見せました。

田口実さん(57)外構工事「民商の仲間からみんなの声を聞いて、減免申請書を作成して、減免されました。下谷清人会長は「コロナ禍の中で、高い国保料の負担が重く、悩んでいました。しかし、高い国保料が悩まされてきました。」と話しています。

市に制度改善要望 民商では22日にも学習会を開き、23人が参加。17人が減免申請しました。(神奈川連・小林優子通信)

全国商工新聞2020年8月17日

新型  
コロナ

# 国保料減免の改善迫る

## 3割減「見込みで可能」

全商連が厚労省が回答  
ヒアリング

全国商工団体連合会（全商連）は6月19日、厚生労働省へのヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症に関わる国民健康保険（国保）料・税の減免制度の充実・改善を求めました。

「見込み」で減免  
返還を求めない

要件で決めた「事業収入の3割減少」について、同省は「見込み額で判断して差し支えない。収入減少の確認は自治体によって異なるが、確定申告書だけでなく、帳簿や給与明細書などによって合理性を担保しつつ判断する。結果的に収入が3割減少しなくても、減免は取り消されない」と回答。さらに「3割減少の見込み額は直近2、3カ月で算定する自治体が多いが、合理性が担保されれば、直近1カ月でも構わない」と



国保料税の減免制度の充実を求めた厚労省とのヒアリング

の見解を示しました。3割減少の見込み額に關わって倉林明子参院議員（共産）が厚生労働委員会（6月17日）で取り上げ、「減少見込みで減免し、結果として3割以上減らなかつた場合でも減免取り消しとせず、返金は求めないか」とたたきこむことに対し、加藤勝信厚労相は「その場合も国の財政支援の対象となる」と答弁しています。

収入減少の対象に関わって「主な生計維持者になっているが、世帯主より家族の所得が多い場合がある。機械的に世帯主とせず、柔軟な対応を自治体に指導してほしい」との要望に対して「自治体からの問い合わせには世帯主に限らず、主な生計維持者と答えていく」と説明しました。

今回の減免措置は自治体の条例や規約に基づいて行われます。同省は制度実施に合致する定めがない場合は条例等の改正が必要であり、自治体からの問い合わせが続いていると回答。何

らかの形で申請減免や規約を定めているのは、全国1716自治体のうち1703自治体と答えました。

フリーランスも  
減免対象にせよ

一方で、「雑所得で申告しているフリーランスは国からの財政支援の対象にならない」ことが明らかに。全商連は「持続化給付金では当初、雑所得で申告しているフリーランスは対象ではなかったが、第2次補正予算では持続化給付金の対象になった。国保は大勢のフリーランスが加入している。減免制度から切り離さないでほしい」と要望しました。

また、昨年が給与所得で、今年、事業所得になった人の場合、コロナ禍で収入が前年比3割以上減少しても、減免対象にならないことも判明。申請減免が、同じ所得での比較を基本にしているためです。「所得区分が変わっても、収入が減って困っている人が減免対象から外されると国保料・税が払えず、保険証を失う人たちが出てくる。命を脅かさないでほしい」と訴えました。

### 新型コロナウイルスに関わる 国保料・税の減免制度

#### 対象

主な生計維持者が、新型コロナウイルス感染によって死亡または重篤な傷病を負った場合

事業収入等が前年收入から3割以上の減少が見込まれる場合

主な生計維持者の 前年所得金額	減免割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

※減免にかかった費用は全額国が負担します

**集まって話し合い、相談できる民商建設に奮闘しよう！**  
**渋川北群馬民商 運動推進ニュース**

**第57号 2020年8月12日(水)**  
 渋川北群馬民商・拡大推進委員会

**民商の要望実る**

# 吉岡町、減免申請簡素化！

お仕事お疲れ様です。

民商ニュース（8/10 付）にて、社保協自治体懇談（8/4）の様子をお伝えしましたが、さっそく減免申請書類簡素化が実現しました。

申請書にあった「納期限 7 日前までに申請すること」という文言も削除。6 枚あった収入状況等申告書は 1 枚となり、2020 年の収入の実績と見込額を記入するだけ。生計維持者と世帯主は別でも申請可となりました。

## 県連合会の力発揮

翌日の 8/5 には、群商連が県国保援護課に対して国保ヒヤリングを行い、吉岡町の（コロナ特例）国保減免申請書類を示し、実態を告発しました。

当局は「（正直）驚きました。これは厳しいですね」とこぼしました。参加者から「各

自治体へ書類を簡素化するよう、通達してほしい」と要望を伝えると、「わかりました」と承諾。その日のうちに、吉岡町へ連絡がいったそうです。

7 日には、吉岡町のホームページが更新され、簡素化された減免書類がダウンロードできるようになりました。

早速、吉岡町の窓口にお問い合わせると、「私も対応に苦慮していました。簡単になったので、相談者にも勧めやすい」「これまでに相談された方には、簡素化された書類を送りました」「納期限後の申告でも OK です。納税済であれば還付となります」と嬉しそうに話してくれました。

民商で取り上げなければ、問題にもなりませんでした。民商の力が発揮された事案となりました。



全国商工新聞2020年4月27日

# 社協 緊急小口資金でホッと

## 収入減で20万円 2週間で

### 目黒 千恵美さん (63) 建築

新型コロナウイルス感染症拡大で収入が減って生活が厳しい「食費も事欠く」と切羽詰まった声が続いています。そんな時に活用できるのが「緊急小口資金の特例貸付」です。神奈川県連協（県協）の会長・目黒千恵美さん（63）は建築業で、失業者向けの「総合支援資金（生活支援費）」も厚木市社会福祉協議会（社協）に粘り強く働き掛け、「個人事業主も対象」との言葉を引き出し、申請書を受け付けました。

### 総合支援資金60万円も申請

緊急に対策会議  
「消費10%増税後も値も下りず、生活費にも事欠く」(Eスズメ)「学も...」(ともみ)「(青果店)「妻はすべてキャンセル。いよいよ正確にできないか」と(はる)では、深刻な実態が出されました。その声を聞いた目黒さんは、「うち早く部員の声を集め、婦人部ならではの行動を起す」と呼び掛け、所属する厚木市商工会民商は3月26日、「緊急コロナ対策会議」を開き、小企業向けの政府の対策について学習しました。



厚木市商が開いた「緊急コロナ対策議」

「簡単な申請で、1週間ほどの審査で決定し、銀行に振り込まれる」と聞いた目黒さんは「よし、まず申し込んでみよう」と奮起。3月30日に2人の部員と一緒に厚木市社協へ申し込みに行きました。

代理申請可能に

目黒さんの夫・秀明さん



緊急小口資金を獲得した神奈川県連協会長の目黒さん

### 新型コロナ

65は必要ないレバ、収入が不足気味で、先々の生活に不安を感じて20万円を申請したい」と希望を伝え、後日、新型コロナウイルスの影響で、最近の収入と所得が減っていることを確認するまでに、昨年の確定申告書で色決算書。今年3月分の収支を持参。

「社協と自立支援の担当者が一緒に考えながら作成に協力してくれて、提出書類も簡素化された。新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか、先が見えない中で婦人の仲間が生活への不安を募らせている。あらゆる制度を活用して、この危機を乗り越え、販売をふさがないために、みんなと力を合わせたい」

「緊急小口資金」よりもそらえる量が面倒ですが、市の自立支援担当者とは相談して「自立支援計画」や「平均生活費の内訳」などを作成し、申請書受理されました。

### 商売つぶさない

目黒さんの呼び掛けに応え、部員たちの「緊急小口資金」の申請が広がっています。

### 緊急小口資金等の特例貸付(概要)

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金が不足している人に向けた、緊急小口資金等の特例貸付の申し込みを受け付けています。

#### 主に休業された方向け(緊急小口資金)

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。
- 貸付上限額
    - 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
    - その他の場合、10万円以内
  - 貸付期間
    - 据置期間 1年以内
    - 償還期間 2年以内
  - 貸付条件・保証人
    - 無利子・不要
  - 申込先
    - 市区町村社会福祉協議会

#### 主に失業された方等向け(総合支援資金)

- 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
- 貸付上限額
    - (二人以上)月20万円以内
    - (単身) 月15万円以内
    - 貸付期間:原則3か月以内
  - 貸付期間
    - 据置期間 1年以内
    - 償還期限 10年以内
  - 貸付条件・保証人
    - 無利子・不要
  - 申込先
    - 市区町村社会福祉協議会

#### 返済の免除も

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

#### 「緊急小口資金」特例とは

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて収入が減少し、緊急かつ一時的に生活が困難になった場合に活用できる資金です。「緊急小口資金」と「総合支援資金(生活支援費)」の二つの資金があります(表)。事業を休業していないなくても収入減少があれば、活用できます。

「緊急小口資金」の貸付上限額は10万円、特別な場合は20万円以内、個人事業主の収入減少によって生活費が不足する場合は、20万円が限度額です。

「総合支援資金(生活支援費)」の上限額は、2人以上は月20万円、単身は月10万円、貸付期間は原則3か月以内、受け付けは居住地の市区町村社会福祉協議会。

【お知らせ】 連休中印刷・発送事情により5月4日号は休刊とします。

全国商工新聞2020年6月15日

「個人事業主も対象」を確認

# 総合支援資金を実現

## 「民商の仲間に伝えたい」

### 緊急小口合わせ80万円

神奈川県連婦人部協議会（県婦協）会長の目黒千恵美さん（63）は、5月21日、総合支援資金20万円が振り込まれました。翌日、厚木市の社会福祉協議会（社協）から「総合支援資金を振り込みましたので、借入書を作成してください」と連絡がありました。6月と7月にも20万円ずつが振り込まれることを確認。すでに振り込まれた緊急小口資金20万円と総合支援資金を合わせて80万円が貸し付けられます。5月19日には持続化給付金100万円も振り込まれ、「これではらく大丈夫」と胸をなでおろしています。

神奈川県連婦人部協議会  
厚木民商婦人部長 目黒 千恵美さん

新型コロナウイルス感染症の拡大で、3月ごろからバスやトイレの入荷が不足し、夫・秀明さん（65）の仕事にも影響が出始めた目黒さん。所属している厚木

「先行きは分からない」



総合支援資金が貸し付けられた神奈川県連婦人部協議会長の目黒さん

と判断した目黒さんは、同時に知った総合支援資金を申し込むことにしました。当初、社協の担当者は「これは失業者向け。自営業者は廃業届を出さなければ対象にならない」と言っていました。社協の本部に問い合わせ、個人事業主も対象になることが分かり、申請を受け付けさせたもので

する中で厚木市社協では市民の立場で、できるだけ簡略化を図ろうと、自立支援課の手続きを省略し、申請をしやすいようにしました。秀明さんの仕事は、5月から止まった状態が続いています。「担当者に援助してもらいながら実現してきた自分の経験を婦人部や民商の仲間に伝え、みんなが困難を乗り越えていきたい」と目黒さんは話しています。（神奈川県連・小林淳子通信員）

厚木市で最初の申請者となった目黒さんは自立支援課で「自立支援計画」「月平均生活費内訳」などを作成し提出。目黒さんが申請

した。厚木市で最初の申請者となった目黒さんは自立支援課で「自立支援計画」「月平均生活費内訳」などを作成し提出。目黒さんが申請

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（日本医療福祉生活協同組合連合会）

記入者（山野内 幸）

### この一年間の取り組みの特徴について

- 「協同の力でいのち輝く社会をつくる」を中心テーマに、地域の「くらしの困った」解決に向け、組合員と事業所、また他団体が協力連携した。誰もがいつまでも安心して住み続けられるまちづくりを目指した「3つのつくろうチャレンジ（つながりマップづくり、居場所づくり、支部づくり）の取り組みを推進した。
- 組合員と地域住民の「くらしを支えとりくみ」をすすめた。
  - ・2015年度から5年間で78生協（477支部・48事業所）が作成、マップづくりを通して、組合員・地域の人の「くらしの困った」を把握し、自治体・他団体、地域とのつながりを深めた。
    - ・多世代交流を促す「居場所づくり」・・・1,242カ所
    - ・「子ども食堂」「子ども無料塾」など子育て支援、学習支援
    - ・くらし助け合い活動：無償での実施数8生協、有償での実施数57生協
    - ・認知症カフェの運営：生協単独開催22生協、他団体と合同開催17生協
- 「日本国憲法が生きる平和な社会をめざし、学び・広げ・連帯する」とりくみを推進した。
  - ・沖縄辺野古新基地建設をはじめとする基地問題への学習や行動：89生協
  - ・憲法を守る学習会や集会参加、アピール行動を実施した回数：831回
  - ・社会保障に関して自治体と懇談：68生協（懇談要請回数：447回）
  - ・東日本大震災の被災地訪問・交流の活動など

### 学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万カ所学習会集約は別紙報告書へ

- 社会保障制度を学ぶ「社保学校(くらしの学校)」31生協110回開催, 2,289人が参加

### 署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

- 社会保障制度の拡充を求める全国いっせい街頭宣伝「虹のバレンタイン行動」66生協426回実施
- 社会保障制度の拡充を求める理事会声明やアピール発信23生協

### 自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について

### 議員要請行動について(国会議員、地方議員等)

- 加盟団体の政党要請行動に参加

### その他

- 自治体と見守り等の協定締結：48協96自治体

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名 (25条署名)	
② 「介護改善署名」	
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	
⑦ 「424共同・地域医療署名」	
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名	
⑨ 「憲法改悪反対署名」	
⑩ その他( )	
⑪ 憲法を活かす全国統一3000万署名	1173,283筆
⑫ 核兵器廃絶国際署名(ヒバクシャ国際署名)	562,025筆
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b>	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
結成年月日( ) 名称( )	
<b>結成予定の地域社保協</b>	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	
結成予定日( ) 名称( )	

※締め切り 8月17日(月)とします。

※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。

※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。

## 第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。  
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

日本医療福祉生活協同組合連合会 古舘直子

<テーマ>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と医療福祉生協の活動について

<内 容>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により医療機関の経営が悪化していることはすでに多くの報道機関でとりあげられている通りであり、各医療団体から国に対して医療機関への財政支援の要請が出されています。

弊会といたしましても、「医療崩壊・介護崩壊をおこさないために、医療機関および介護事業所への財政支援を求める緊急要望書」を安倍内閣総理大臣、加藤厚生労働大臣に提出しました。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病院、または入院受け入れ準備をおこなった病院へは一定の減収補填がすすめられておりますが、それ以外の病院、診療所でも大きな減収となっており、外来や健診・人間ドックおよびそこからの入院や手術の減少が続いている現状では今後さらに経営悪化がすすみ、資金不足による経営破綻、医療崩壊が強く危惧されます。

このような厳しい状況に追い打ちをかけるように、感染者とともに医療従事者に対する偏見・差別も起きています。濃厚接触者ではないが「こどもの通園を断られた」、「看護師の夫が勤務先から出勤停止といわれた」など、不安や情報不足が背景にあるにせよ、残念な事例も広がっています。感染は誰かを非難しても収まりません。

いま、私たち医療福祉生協の強みである、「でかける・つながる・安心を結ぶ」組合員活動がままならない状況です。班会やサークルが開けない、機関誌の手配りでの対話や見守りができない、子ども食堂が開けず支援ができない、お互いさまの助け合い活動ができないなど、医療福祉生協らしい協同のとりくみが大きく制約を受けています。しかし、組合員が困りごとを抱えている今こそ、医療福祉生協のネットワークと総合力を発揮して、今できるやり方を模索し、知恵を寄せ合い、今できる「人と人とのつながり方」を探って実践していきます。

## 2019 年度（2019. 5. 1～2020. 4. 30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（新日本婦人の会中央本部） 記入者（池田亮子）

### この一年間の取り組みの特徴について

この 1 年間、新婦人は新婦人しんぶん紙面を使って「生活保護、誤解していませんか？」「聞こえないを放っておかない補聴器に公的補助を」など、社会保障の課題にとりくんできました。しかし、2020 年早々、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大は、日本の社会保障の脆弱さをあぶりだすものとなりました。国民が、先進国とは思えない苦難が国民に押しつけられているなか、新婦人は、緊急事態宣言の発出や解除をはじめ時々の事態を踏まえて、中央常任委員会声明や中央役員の談話を発表してきました。

2 月から今日まで、新婦人独自や共同で、会員や女性たちの「困った」の声、現場の実態をつかんで、政府と自治体に繰り返し要請し、他の当事者団体の声や行動、世論の広がりとなつて大きな成果につなげています。全国の新婦人は 47 すべての都道府県で各分野の 323 項目を实らせています。その成果を生み出した要請行動が、40 都道府県本部で 141 回、264 支部で 352 回、35 班で 35 回、合計 528 回おこなわれています。

<リアルな実態で要請、歓迎されて懇談も>

都道府県本部も支部も、要請先のほとんどは自治体首長と教育委員会です。要請行動にとりくんだ支部が 5 割を超えた県は、岐阜（16 支部 81%）、三重（9 支部 75%）、島根（7 支部 70%）、兵庫（19 支部 54%）の 4 県でした。

岐阜では「就学援助の給食費が給付されていない」とのシングルマザーの声から、各支部が自治体に一斉に要請し、19 支部から 24 回の要請をした兵庫では学校関係 15 回（休校期間の子どものフォローなど）、暮らし・経済支援 6 回、女性の権利 3 回（DV、虐待の対応）など多岐にわたっています。また、「事前に地域の保護者を訪問し、休校措置についての困りごとや要望を聞きとってまとめ、具体的な声を届けることができた」（島根・益田支部しあわせ班）、「リズムなどのママたちがLINEでつながって声を集め、子育て世代の支部委員を中心に要請書をまとめ、懇談では当事者が思いを伝えた」（京都・宇治支部）など、新婦人らしいとりくみとなっています。

自治体担当部署が多忙を極める状況を考慮し、電話やFAX、メールで届けたところも少なくありませんが、だれも体験したことのないコロナ禍だけに手探りの自治体にとって、こうしたリアルな実態を反映した新婦人の要請が待たれていました。「市長が対応してくれた」（栃木・佐野支部）、「区長が直接会ってくれた」（東京・江東支部）、「班が初めて教育長と懇談」（群馬・沼田支部ひまわり班）、「4 月から就任したばかりの教育委員長が 30 分懇談に参加」（静岡支部）などの経験が各地で生まれています。

<要求実現の新婦人、さらに行動、いま大きく>

こうした行動を新婦人しんぶん 6 月 11 日号で紹介したところ、大きな反響を呼んで、全国で仲間が増えています。

三重県本部は「この間の要請行動で、要求実現めざして運動する新婦人の役割が確信

になり、さらに前進へのバネにできた」といいます。コロナ禍のなかで、暮らしや雇用、営業、子育てや学校教育、医療や介護、ジェンダーなどをめぐり、さまざまな不安や要求はあっという間に渦巻いています。どの支部も都道府県本部も、要求実現の新婦人の役割とその魅力に確信をもって、行動をつよめ、仲間を大きく広げていきます。

**学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万カ所学習会集約は別紙報告書へ**

**署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴**

**自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について**

**議員要請行動について(国会議員、地方議員等)**

3月5日、「新型コロナウイルス感染対策の『学校休校』措置にかかわる緊急要請」を文部科学省、厚生労働省に提出し、担当各課と懇談

**その他**

<b>署名集約(取り組んだ署名を記入ください)</b>	<b>集約数(筆数)</b>
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)」	85
② 「介護改善署名」	23
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	60
④ 「年金改善署名」	85
⑤ 「生活保護改善関連署名」	0
⑥ 「保育改善署名」	8338
⑦ 「424共同・地域医療署名」	10615
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名	116689

⑨ 「憲法改悪反対署名」	97843
⑩ その他（ 新婦人秋の行動署名【社会保障】 ）	176599
⑪	
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b> 結成年月日( ) 名称( ) 結成年月日( ) 名称( ) 結成年月日( ) 名称( )	
<b>結成予定の地域社保協</b> 結成予定日( ) 名称( ) 結成予定日( ) 名称( ) 結成予定日( ) 名称( )	

**※締め切り 8月 17 日(月)とします。**

**※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。**

**※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。**



## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（ 婦人民主クラブ ） 記入者（ 石黒之俐子 ）

<p><b>この一年間の取り組みの特徴について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・憲法の理念に基づき。国民のくらしが守られ、社会保障制度の充実を求める共同の運動を大切に活動してきました。</li><li>・「年金」「介護」「医療」「消費税」「生活保護」「食の安全と水道法改悪」などくらし、社会保障にかかわる会員の幅広い要求にこたえる取り組みに努力しました。</li><li>・コロナの状況の中で、婦民新聞、支部ニュース、FAX、メールなどで交流し、学習の工夫をしています。</li></ul>
<p><b>学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万ヵ所学習会集約は別紙報告書へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中央・地域の共同集会、シンポジウムなどの呼びかけに応え参加。参加後の報告、感想を機関紙に掲載し広めている。</li></ul>
<p><b>署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴</b></p>
<p><b>自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について</b></p>
<p><b>議員要請行動について(国会議員、地方議員等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社保協・婦団連・母親大会実行委員会などの要請行動に参加。</li></ul>
<p><b>その他</b></p>

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名(25条署名)」	
② 「介護改善署名」	
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	
⑦ 「424共同・地域医療署名」	
⑧ 「消費税関連署名(増税反対・5%減税)署名」	
⑨ 「憲法改悪反対署名」	
⑩ その他( )	
⑪	
<b>2019年度内に結成した地域社保協</b> 結成年月日( ) 名称( ) 結成年月日( ) 名称( ) 結成年月日( ) 名称( )	
<b>結成予定の地域社保協</b> 結成予定日( ) 名称( ) 結成予定日( ) 名称( ) 結成予定日( ) 名称( )	

※締め切り 8月17日(月)とします。

※議案書作成、大会資料にも活用しますので締め切り厳守でお願いします。

※代表アドレス・k25@shahokyo.jp へ送信ください。

## 2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（日本高齢期運動連絡会） 記入者（武市 和彦）

### この一年間の取り組みの特徴について

昨年に引き続き、後期高齢者医療制度の窓口原則2割化反対推進のため全日本年金者組合、中央社会保障推進協議会とともに、3団体共闘会議(全国保険医団体連合会はオブザーバー参加)を結成し定期的に会議を開催し、全国で署名に取り組みました。昨年総会時では25万筆を超える署名が集められていましたが、その後全国で学習会や署名活動が旺盛に取り組み、9月の日本高齢者大会 in 福島大会時点で目標の50万筆を超えました。大会後新規署名に切り替え今年9月末(今総会で12月末でに変更)までに80万筆目標に取り組んでいます。

日本高齢者退会は福島で開催。原発事故以後8年半が経過した原発被災地を巡る現地視察には大会前後での視察を含め800名の大会参加者が参加しました。その結果、参加者の多くが「フクシマの今」を見て、現地でしかわからないことを見て知り、学び、そのことを地元に戻り伝えることができた大会でした

### 学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万カ所学習会集約は別紙報告書へ

17県で高齢者大会、学習会が開催されました。学習会テキストとして2019年12月にブックレットNo.4「人生100年時代の社会保障と高齢者の人権確立を目指して」を500部発行し、400部を普及しました。

8月に2020年度厚生労働省予算に関する学習会、厚生労働省要請行動を行いました。50名が参加しました。学習会は立教大学芝田先生が「人生100年時代の社会保障改革骨太方針2019から見えるもの」をテーマに講演。午後から「2020年度予算の概算要求に係る要望書」に基づき厚生労働省担当課への要請交渉を行いました。

12月に介護保険制度の是非を問う運動が必要!介護保険制度の20年を問う!「人権を守る介護保障を考える学習会」を開催に高齢者、障害者、サービス提供事業者など50名が参加しました

### 署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

東京都老後保障推進協会と協同で取り組み、12月11～13日に、厚生労働省（人事院）前で、「75歳以上の医療費2割化反対、保険料の引き下げを！高齢者のいのちを守る2020年度予算の実現を」を要求する年末座り込み行動を行いました。この行動には3日間でのべ150人が参加しました。

### 自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について

18県で233自治体へ高齢期運動連絡会独自や社保協や地域団体と協同しての取り組みが取り込まれました。前回調査時より3県減ですが要請自治体数は77増えています。

### 議員要請行動について(国会議員、地方議員等)

国会議員、後期高齢者広域連合、都道府県、区市町村議会への75歳以上の陳情活動を行いました。国会では18人の議員が紹介議員を引き受けてくれました。